

淡路市地域防災計画

原子力災害対策編

淡路市防災会議

原子力災害対策編 目次

第1章 総則

第1節	計画の趣旨	総則	1
第1	計画の目的	総則	1
第2	計画の性格と役割	総則	1
第3	計画の構成	総則	1
第4	計画の修正	総則	2
第2節	防災機関の事務又は業務の大綱	総則	3
1	指定地方行政機関	総則	3
2	自衛隊	総則	4
3	兵庫県	総則	4
4	市	総則	5
5	指定公共機関	総則	5
6	指定地方公共機関	総則	6
7	一部事務組合	総則	7
第3節	被害の想定	総則	8
第1	趣旨	総則	8
第2	内容	総則	8
1	原子力施設	総則	8
2	放射性物質の輸送	総則	8
3	放射性同位元素等取扱事業所災害等	総則	9
4	不法廃棄等事案	総則	9

第2章 災害予防計画

第1節	基本方針	予防	1
第1	原子力災害に関する基本的な考え方	予防	1
第2節	災害応急対策への備えの充実	予防	3
第1	組織体制の整備	予防	3
1	市の防災組織体制	予防	3
2	指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災組織体制	予防	3
3	平時からの防災関係機関との連携体制の整備	予防	3
第2	研修・訓練の実施	予防	4
1	研修の実施	予防	4
2	訓練の実施	予防	4
3	関係資料の整備	予防	5
第3	情報の収集・連絡体制の整備	予防	6

1	防災関係機関との連携体制の整備	予防	6
2	フェニックス防災システムの活用	予防	6
3	災害無線通信体制の充実強化	予防	6
4	市防災行政無線の整備	予防	6
5	テレビ会議システムの活用	予防	7
6	情報関連システムの充実	予防	7
第4	広報体制の整備	予防	8
1	市民等へ広報体制の整備	予防	8
2	災害時要援護者（要配慮者）等への情報伝達	予防	9
第5	モニタリング等体制の整備	予防	10
1	モニタリングによる監視の実施等	予防	10
2	体制の整備等	予防	10
第6	防護措置にかかる体制の整備	予防	11
1	情報収集・伝達体制の整備	予防	11
2	活動用資機材の整備	予防	11
3	避難所の指定	予防	11
4	災害時要援護者（要配慮者）支援対策の強化	予防	11
5	汚染検査、避難退域時検査の体制整備	予防	12
6	安定ヨウ素剤	予防	12
7	教育機関等における体制の整備	予防	12
第7	県外からの避難の受入れ体制の整備	予防	13
1	想定される広域避難	予防	13
2	情報連絡体制の整備	予防	13
3	広域避難の受入体制の整備	予防	13
第8	原子力防災に関する知識の普及啓発	予防	15
1	普及啓発の実施	予防	15
2	専門的情報の提供	予防	15
3	専門機関等の支援	予防	16

第3章 災害応急対策計画

第1節	基本方針	応急	1
第1	計画の目的	応急	1
第2	対応方針	応急	1
第3	災害応急対策の流れ	応急	3
1	県外原子力事業所（福井県内の原子力発電所等）事故災害の場合	応急	3
2	放射性物質の輸送中の事故等の場合	応急	5
3	放射性物質の不法廃棄等	応急	6
第2節	迅速な災害応急活動体制の確立	応急	7
第1	組織の設置	応急	7

1	市災害対策本部の設置基準-----	応急	7
2	災害対策本部現地対策部の設置基準-----	応急	8
3	市災害対策本部及び現地対策部の業務内容-----	応急	9
4	市災害対策本部の組織、運営-----	応急	12
第2	動員の実施-----	応急	16
1	動員の基準-----	応急	16
2	動員及び参集-----	応急	17
3	伝達方法-----	応急	17
第3	情報の収集・伝達-----	応急	19
1	事業所外運搬災害等の第一報の情報伝達-----	応急	19
2	不法廃棄等事案発生時の情報伝達-----	応急	20
3	災害情報等の収集、報告等-----	応急	21
4	対象原子力災害等発生時などの通信手段の確保-----	応急	24
第4	防災関係機関等との連携促進-----	応急	27
1	関係機関との連携-----	応急	27
2	自衛隊への派遣要請-----	応急	28
第5	専門家への協力要請-----	応急	29
1	県への要請-----	応急	29
2	経費の負担-----	応急	29
第3節	円滑な災害応急活動の展開-----	応急	30
第1	災害情報等の提供と相談活動の実施-----	応急	30
1	災害広報の実施-----	応急	30
2	各種相談の実施-----	応急	32
第2	モニタリング活動の実施-----	応急	33
1	事業所外運搬災害等の場合-----	応急	33
2	不法廃棄等事案の場合-----	応急	34
第3	屋内退避等の実施-----	応急	35
1	屋内退避の準備-----	応急	35
2	屋内退避の実施-----	応急	35
3	避難・一時移転の実施-----	応急	36
4	避難退域時検査の実施-----	応急	39
5	避難所の開設・運営等-----	応急	40
6	広域一時滞在-----	応急	42
第4	災害時要援護者（要配慮者）支援対策の実施-----	応急	43
1	災害時要援護者（要配慮者）支援対策班の設置-----	応急	43
2	情報提供-----	応急	43
3	避難対策-----	応急	43
4	生活支援-----	応急	44
5	その他-----	応急	44
第5	交通の確保対策の実施-----	応急	45

1	被災情報及び交通情報の収集	応急	45
2	陸上交通の確保	応急	45
3	海上交通の確保	応急	47
第6	医療及び健康相談の実施	応急	48
1	住民等を対象とする健康相談等の実施	応急	48
2	相談窓口の設置	応急	48
3	医療救護活動の実施	応急	48
第7	飲食物の摂取制限及び出荷制限	応急	50
1	飲料水、飲食物の摂取制限等	応急	50
第8	県外からの避難者の受入れ	応急	51
1	広域避難に係る情報伝達と受入準備	応急	51
2	避難所の開設・運営	応急	52
3	避難者の相談及び情報提供	応急	53
第9	消火・救急救助活動の実施	応急	54
1	消火・救急救助活動の実施	応急	54
第10	放射性物質の不法廃棄等への対応	応急	56
1	管理下にない放射性物質の発見	応急	56

第4章 災害復旧計画

第1	放射性物質による環境汚染への対処	復旧	1
第2	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	復旧	2
第3	各種制限措置の解除	復旧	2
第4	風評被害等の影響の軽減	復旧	2
第5	心身の健康相談体制の整備	復旧	3
(参考)	原子力防災用語解説	参考	1

第 1 章 総 則

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法の規定に基づき、淡路市域に係る災害対策のうち、特に原子力災害に係る部分に関し、総合的かつ計画的な防災行政の推進と体制の整備を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

- (1) 淡路市域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、兵庫県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 災害予防に関する計画
- (3) 応急対策に関する計画
- (4) 災害復旧に関する計画

第2 計画の性格と役割

- (1) この計画は、原子力災害に関して、市、その他の防災関係機関、さらには関係団体や市民の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な指針を示すこととする。
- (2) この計画は、次のような役割を担う。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 市、その他の防災関係機関においては、この計画の推進のための細目等の作成及び原子力災害対策の立案、実施に当たっての指針となること。② 関係団体や市民においては、原子力災害の特殊性に即した防護活動を円滑に実施するための参考となること。 |
|--|

- (3) この計画は、実効性確保のために訓練を実施し検証を行うとともに、原子力防災に関する諸般の状況の変化に対応するため、必要に応じて見直し、修正を加えることとする。

第3 計画の構成

- (1) この計画は、本編及び資料編で構成する。
- (2) 本編の構成は、次のとおりとする。

第1章 総則

第2章 災害予防計画

[第1節] 基本方針

[第2節] 応急対策への備えの充実

第3章 災害応急対策計画

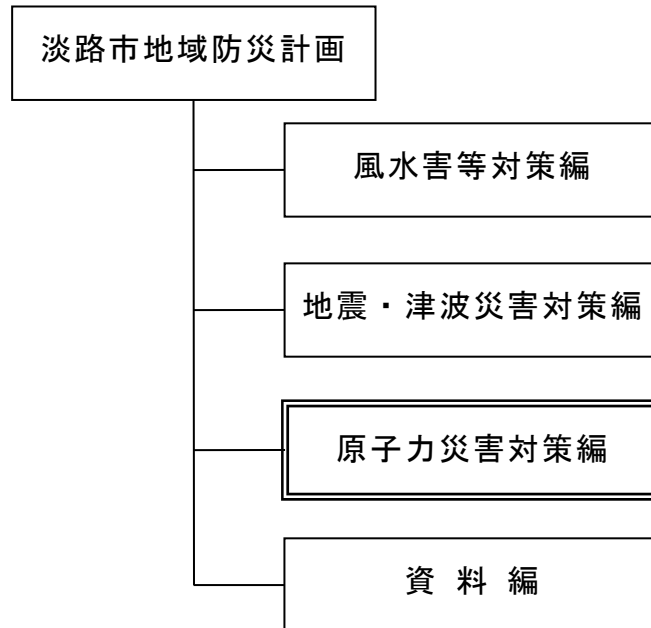
[第1節] 基本方針

[第2節] 迅速な災害応急活動体制の確立

[第3節] 円滑な災害応急活動の展開

第4章 災害復旧計画

構成図



第4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき関係機関が毎年検討し、防災会議の承認を得て修正する。

このため、関係機関は、所掌する事項について修正案を防災会議事務局（淡路市）に提出する。また、会長は県知事との協議を踏まえて修正し、修正後はその要旨を公表する。

ただし、軽易な修正内容については会長が修正し、防災会議に報告するものとする。

資料

1-1 淡路市防災会議条例

1-2 淡路市防災会議構成委員名簿

指定地方行政機関、自衛隊、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関は、防災に関し、主として次に掲げる事務又は業務を処理する。

1 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
近畿管区警察局		高速道路における広域的な交通規制の指揮監督	
近畿総合通信局		通信手段の確保	
近畿農政局 (兵庫県拠点)		応急用食料の情報収集・運搬等に関する支援	食の安全性に関する広報
近畿経済産業局		1 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2 ガソリン・軽油等の供給	1 生活必需品、復旧資機材等の供給に関する情報の収集及び伝達 2 対象原子力災害等により影響を受けた中小企業の事業再開に向けた相談・支援 3 風評被害対策のための対外情報提供
近畿地方整備局		災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保	
近畿運輸局		1 旅客輸送の確保（代替輸送手段・ルートの確保、情報提供） 2 貨物輸送の確保（代替輸送手段・ルートの確保） 3 救援物資等の管理・保管支援（専門家の派遣等）	観光に関する風評被害対策
神戸運輸監理部		緊急海上輸送の確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請と調整	
第五管区海上保安本部 (神戸海上保安部)		1 原子力緊急事態宣言に関する情報の伝達 2 避難等の防護対策の実施・支援 3 海上における放射線モニタリング支援 4 事故情報の提供 5 海上における人命救助	1 海洋環境の汚染防止 2 海上交通安全の確保

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
		6 海上における消火活動 7 避難者、救援物資等の緊急輸送 8 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 9 危険物積載船舶等に対する荷役の中止及び移動の命令	
神戸地方気象台		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達	
近畿地方環境事務所		1 緊急環境モニタリングの実施 2 緊急環境モニタリングに必要な資機材等の地方公共団体間の斡旋・調整	

2 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
陸上自衛隊第3師団 (第3特科隊) (第36普通科連隊) 海上自衛隊呉地方隊 (阪神基地隊)		1 緊急時モニタリング支援 2 被害状況の把握 3 避難の援助 4 人員・物資の緊急輸送 5 緊急時のスクリーニング及び除染	

3 兵庫県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
教育委員会		1 教育施設(所管)の応急対策の実施 2 児童生徒の応急教育対策の実施	児童・生徒のこころのケアの実施
警察本部		1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保	
淡路県民局	1 県、市町、防災関係機関の災害予防に関する	1 県、市町、防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整	1 県、市町、防災関係機関の災害復旧に関する事務又は業務の総合調整

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
	る事務又は業務の総合調整 2 市町等の災害予防に関する事務又は業務の支援 3 防災に関する組織体制の整備 4 原子力災害に関する知識の普及啓発 5 防災訓練の実施	2 市町等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援 3 災害応急対策に係る組織の設置運営 4 災害情報の収集・伝達 5 災害情報の提供と相談活動の実施 6 県民の防護活動に対する支援 7 交通の確保対策の実施 8 県所管施設の応急対策の実施	整 2 市町等の災害復旧に関する事務又は業務の支援 3 県所管施設の復旧

4 市

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
市	市地域にかかる災害予防の総合的推進	市域にかかる災害応急対策の総合的推進	市域にかかる災害復旧の総合的推進

5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
日本赤十字社 (兵庫県支部)		1 対象原子力災害等発生時における警戒区域以外の地域の医療救護 2 こころのケア(看護師等による心理的・社会的支援) 3 救援物資の配分	
日本放送協会 (神戸放送局)		1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	
本州四国連絡高速道路株式会社 (神戸管理センター) (鳴門管理センター)		有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧

第1章

第2章

第3章

第4章

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
西日本電信電話株式会社 (兵庫支店) 株式会社NTTドコモ (関西支社) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社		1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 対象原子力災害発生時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧
日本通運株式会社 (神戸支店)		対象原子力災害発生時における緊急陸上輸送	
関西電力株式会社 関西電力送配電株式会社		1 電力供給施設の応急対策の実施 2 関西電力が運転する原子力発電所において原子力災害が発生するおそれがあり又は発生した場合の情報提供	被災電力供給施設の復旧
KDDI株式会社 (関西総支店)		電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧
ソフトバンク株式会社		電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧

6 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
道路輸送機関 (淡路交通(株)、一般社団法人兵庫県トラック協会)		対象原子力災害等発生時における緊急陸上輸送	
放送機関 (株)ラジオ関西、(株)サンテレビジョン、兵庫エフエム放送(株)		1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧
一般社団法人兵庫県医師会		対象原子力災害等発生時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的・身体的支援
公益社団法人兵庫県看護協会		1 災害時における医療救護 2 避難所における避難者の健康対策	

7 一部事務組合

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
淡路広域消防事務組合		対象原子力災害等発生時における消防活動	

第1章

第2章

第3章

第4章

第3節

被害の想定

第1 趣 旨

市に係る原子力関連施設等の現状を把握し、防災対策の参考とする。

第2 内 容

1 原子力施設

原子力施設については、原子力災害対策指針において、重点的に原子力災害に特有な対策を講ずる「原子力災害対策重点区域」が定められているが、兵庫県内に原子力施設は立地しておらず、周辺の施設も県境から離れているため、原子力災害対策重点区域は兵庫県内に存在しない。

しかし、不測の事態にも対処できるよう、何らかの原因で原子力発電所から大量の放射性物質が環境中に放出される事態であって、市内において飲食物の摂取制限、屋内退避等の緊急防護措置を講ずる必要が生じる事態を仮定して本計画を作成する。

2 放射性物質の輸送

放射性輸送物は、収納される放射性物質の放射エネルギーに応じて輸送容器が区分されている。

【輸送物の種類】

種 類	概 要	主な用途	
		核燃料物質 核原料物質	放射性同位元素 放射性医薬品
I P 輸送物	放射能濃度が低いものなど、危険性が比較的小さいものに限定することで安全性を確保する輸送物	低レベル放射性廃棄物、未照射天然ウラン、原子炉廃材 等	低レベル放射性廃棄物
L 型輸送物	1 輸送物中の放射性物質の収納量を極少量に制限することにより、その危険性を極めて小さなものに抑えたもの	微量の放射性資料等	微量の線源（放射性同位元素装備機器、放射線照射器具、放射性医薬品、実験用レーザー等）
A 型輸送物	1 輸送物中の放射性物質の収納量を一定量に制限するとともに、通常予想される出来事（降雨、振動、取扱中の衝撃）に対する強度を持たせたもの	原子力発電所用の新燃料集合体、六フッ化ウラン、二酸化ウラン 等	放射線照射装置の密封線源、放射線応用計測器の密封線源 等

種類	概要	主な用途	
		核燃料物質 核原料物質	放射性同位元素 放射性医薬品
B型輸送物	1 輸送物中に大量の放射性物質を収納しているため、輸送中に遭遇する大事故（火災、衝突、水没等）にも十分に耐えられるように、極めて強固な放射性輸送物としたもの	使用済核燃料、高レベル放射性廃棄物、MOX燃料集合体等	放射線照射装置の密封線源、放射性医薬品の原料等

※放射性物質の輸送は、全国で年間約28万回実施されており（H20国土交通省）、兵庫県内においても医療用線源や核燃料物質の輸送が行われている。このうち、B型輸送物及び強化セキュリティレベルに係るA型輸送物の輸送については事業者等が県公安委員会に届け出る必要があるが、セキュリティ上、輸送ルートや日時は非公開とされている。

L型輸送物、A型輸送物及びIP輸送物は、万一収納物の漏えいが生じた場合でも一般公衆の被ばくが定められた線量の限度を超えないよう、収納物の放射能の量、放射線量率が制限されている。また、B型輸送物は、収納する放射能の量が多いため、極めて頑丈な輸送容器で安全性を担保することとされている。

一方で、輸送に当たっては、輸送物の種類に応じ、放射性物質である旨の標識を付け、関係書類や測定機器、保護具を携行することとされており、B型輸送物の一部については専門家の同行が義務づけられているなど、事故発生に備えた対策も講じられている。

さらに、原災法では、事業所外運搬時に容器から1m離れた場所において100 μ Sv/h以上の放射線量が検出された場合には、原子力事業者が国、県、市へ通報することとされ（特定事象）、10mSv/h以上の放射線量が検出された場合には原子力緊急事態宣言が予定されている。

そのため、本計画では交通事故等により放射線が容器外に漏れ、原子力緊急事態に至る場合を想定する。

3 放射性同位元素等取扱事業所災害等

本市には、放射性物質を取り扱う施設（放射性同位元素等取扱事業所）は存在しない。（原子力規制庁、R2.3.31現在）

4 不法廃棄等事案

放射線は目に見えないため、放射性物質が管理区域外で発見されることはまれである。しかしながら、福島第一原発事故以降、民間団体や個人で線量計を購入して空間線量を計測するケースも増えており、思わぬ場所で発見されることは十分考えられる。また、放射性物質のまきちらしや爆破など、犯罪やテロに使われる可能性もある。

本計画では、管理区域外での放射性物質の発見、故意の廃棄・まきちらし等を想定するが、これらの事態については発生場所や規模をあらかじめ想定しておくことは困難である。

第2章 災害予防計画

第1 原子力災害に関する基本的な考え方

対象原子力災害等への備えは、原子炉等規制法、放射性同位元素等規制法等の関係法令に基づき、国及び事業者において万全を期すべきものであるが、発生時の事態の重大性に鑑み、国及び事業者の役割を明確にしつつ、県においても災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するための備えを平時から行うこととしている。

本市においては、放射性物質の輸送中の事故等に備え、情報収集・連絡体制の整備、研修や訓練の実施、防護措置に係る体制の整備等を図るとともに、市民に対する情報提供、原子力災害に関する知識の普及啓発を図る。

(1) 原子力防災（予防対策）に係る主な法令

法令	主な規定	申請先等
原子炉等規制法	<ul style="list-style-type: none"> 原子力施設の設置等の指定、許可、申請 施設の設計及び工事の方法の認可、施設定期検査 核燃料物質等の使用の許可 	原子力規制委員会
	<ul style="list-style-type: none"> 保安規定・核物質防護規定の作成 原子炉主任技術者、核物質防護管理者の専任 等 	
原災法	<ul style="list-style-type: none"> 原子力事業者が行う予防対策（防災業務計画の策定、原子力防災組織の設置、原子力防災管理者の専任、放射線測定設備の設置、放射線障害防護用器具・非常用通信機器その他の資材又は機材の備え付け） 	
放射性同位元素等規制法	<ul style="list-style-type: none"> 放射性同位元素等の使用の許可及び届出、販売及び賃貸の業の届出並びに廃棄の業の許可 放射性同位元素装備機器の設計承認 等 放射線取扱主任者の選任 放射線障害予防規定の届出 放射線及び汚染状況の測定 等 	原子力規制委員会
医療法・同法施行規則	<ul style="list-style-type: none"> エックス線装置等を備えたときの届出 	知事
	<ul style="list-style-type: none"> 注意事項の掲示、使用の場所等の制限、管理区域の設定、放射線診療従事者・患者等の被ばく防止、放射線量の定期計測 等 	
医薬品医療機器等法・同法施行規則	<ul style="list-style-type: none"> 放射性医薬品を取り扱う薬局の開設申請 	知事
	<ul style="list-style-type: none"> 放射性医薬品を取り扱う製造業の許可申請 	地方厚生局長又は知事
	<ul style="list-style-type: none"> 放射性医薬品を取り扱う一般販売業の許可申請 	知事、保健所設置市の長
放射性医薬品製造及び取扱規則	<ul style="list-style-type: none"> 製造業者等が遵守すべき事項（注意事項の掲示、被ばく予防等） 	
臨床検査技師法	<ul style="list-style-type: none"> 衛生検査所に検体検査用放射性同位元素を備えようとする場合等の届出 	知事、保健所設置市の長

(2) 放射性物質輸送の安全規制に係る主な法令

	陸上輸送	海上輸送	航空輸送
核燃料物質	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉等規制法 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則 核燃料物質等車両運搬規則 	<ul style="list-style-type: none"> 船舶安全法 危険物船舶運送及び貯蔵規則 船舶による放射性物質等の運送基準の細目を定める告示 	<ul style="list-style-type: none"> 航空法・同法施行規則 航空機による放射性物質等の運送基準を定める告示
放射性同位元素等	<ul style="list-style-type: none"> 放射性同位元素等規制法・同法施行規則 放射性同位元素等車両運搬規則 		
放射性医薬品	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品医療機器等法 放射性医薬品の製造及び取扱規則 放射性物質等の運搬に関する基準 	<ul style="list-style-type: none"> 船舶による危険物の運送基準を定める告示 	

第1章

第2章

第3章

第4章

第1 組織体制の整備

1 市の防災組織体制

〔実施機関：市（危機管理課）〕

市（危機管理課）は、市域における防災対策の推進のため、平時から、市防災会議をはじめ、防災に係る組織体制の整備、充実に努める。

2 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災組織体制

〔実施機関：指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等〕

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれ、平時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努める。

3 平時からの防災関係機関との連携体制の整備

〔実施機関：市（危機管理課）〕

市は、応急対策計画「第2節第4 防災関係機関等との連携促進」に記載している対策を円滑に実施できるよう、必要な体制整備を図る。

また、市は、災害時に関西広域連合等の締結している災害時の相互応援協定等を活用できるよう、平時から協定締結先との連携に努める。

第2 研修・訓練の実施

1 研修の実施

〔実施機関：市（危機管理課）〕

市は、対象原子力災害等の対策業務に携わる者に対して、対象原子力災害等の対策に関する次に掲げる事項について研修を実施する。なお、研修の実施方法として、専門家による講習会のほか、関係機関が行う研修等を活用する。

- ① 放射線の性質、単位等の基礎的な事項に関すること
- ② 対象原子力災害等の内容とその特性に関すること
- ③ 原子力施設等の概要に関すること
- ④ 対象原子力災害等とその特性に関すること
- ⑤ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑥ モニタリング実施方法及び放射線測定機器に関すること
- ⑦ 防災対策上の諸設備に関すること
- ⑧ 緊急時に県等が講じる対策の内容に関すること
- ⑨ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑩ 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む。）に関すること
- ⑪ 過去の事故及び対処事例に関すること
- ⑫ その他緊急時対応に関すること（除染の基礎技術等）

2 訓練の実施

〔実施機関：市（消防防災課、危機管理課）〕

(1) 防災訓練への取り入れ

市は、緊急時通信連絡等の訓練を実施するほか、対象原子力災害等に係る訓練を、防災訓練の一項目として取り入れるよう努める。なお、この実施に当たっては原子力事業所立地府県の訓練実施状況を参考とする。

また、国や県等が企画・実施する訓練に、必要に応じて参加する。

(2) 実戦的な訓練の工夫と事後評価

市は、訓練を実施するに当たり、必要に応じ県や国からも助言を求め、現場における判断力の向上や、迅速・的確な活動に資する実践的な訓練となるよう工夫する。

また、訓練を実施するに当たり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家からも意見を聴取しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにすることにより、対象原子力災害等に対する防災体制の改善に取り組む。

さらに必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行う。

- (3) 自主防災組織等への防災訓練に関する指導
自主防災組織等への防災訓練に関する指導を行うよう努める。

3 関係資料の整備

〔実施機関：市（危機管理課）〕

市は、研修、訓練及び災害時において活用するため、地図、気象資料、平常時環境放射線モニタリングに関する資料等の整備を図る。

第3 情報の収集・連絡体制の整備

1 防災関係機関との連携体制の整備

〔実施機関：市（危機管理課）〕

県は、平時から国と連携し、緊急時における情報を取得するための体制を構築する。また、立地県等との間で、原子力発電所等における異常事態発生時の連絡方法を定めるなど、情報収集・共有体制の整備・充実に努める。

市は、県との連絡調整窓口を設置し、平時から原子力防災に関する情報の交換に努める。

2 フェニックス防災システムの活用

〔実施機関：市（危機管理課）〕

各防災関係機関を結ぶ「災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）」の運用により、災害情報の迅速な収集・伝達及び共有を図る。また、同システムの円滑な運用を図るための操作研修を行い、操作可能職員の確保に努める。

3 災害無線通信体制の充実強化

〔実施機関：市（危機管理課）、県、防災関係機関〕

市及び防災関係機関は、災害時等に加入電話、自動車電話又は携帯電話が使用できない時、又は利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、兵庫地区非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の整備充実に努める。

また、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所への設置を図ることとする。

市、県及び防災関係機関は、災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

市内のアマチュア無線組織との応援協定締結に努める。

4 市防災行政無線の整備

〔実施機関：市（消防防災課）〕

市は、同報系無線と移動系無線の一体整備、地域防災無線の整備に努めるとともに、全市域で無線通話ができるよう無線機器のデジタル化を進める。

特に障がい者世帯については、より確実な情報伝達手段の確保に努めることとする。

5 テレビ会議システムの活用

〔実施機関：市（危機管理課）〕

県は、県災害対策センター、市町、県民局・県民センター等複数拠点とのテレビ会議を実施するため、フェニックス防災端末にテレビ会議システムを導入することとしている。

市は、テレビ会議システムの活用習熟に努める。

6 情報関連システムの充実

〔実施機関：市（危機管理課）〕

市は、避難に関する情報などの緊急情報や気象情報等を配信する「ひょうご防災ネット」の機能の追加等充実に努める。

また、インターネット版防災情報提供システムにより、気象・地震情報等を入手し活用を図ることとする。

さらに、情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、ICTの防災施策への積極的な活用に努める。

第4 広報体制の整備

1 市民等へ広報体制の整備

〔実施機関：市（危機管理課）〕

(1) 広報項目の整理

市は、県と連携し、市民等に提供すべき情報の項目について整理する。

【情報提供項目】

- ① 原子力施設の状況（緊急事態区分）
- ② 放射性物質の放出状況
- ③ 県内の放射線量の変化
- ④ とるべき防護措置の内容

○ 屋内退避の注意喚起に係る広報文例

〇〇時〇〇分頃、〇〇原子力施設において放射性物質が周辺の地域に放出される事故が発生しました。

現在のところ、市内においては大気中の放射線量に変化はありません。

今後、原子力施設の状況や風向きによっては、屋内退避が必要となる場合がありますので、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報にご注意ください。

○ 避難指示に係る広報文例

〇〇時〇〇分頃、〇〇道路〇〇付近において核燃料物質を輸送中の車両に事故が発生しました。

今後、この地域では放射性物質による汚染が予想されますので、〇〇地区の住民は直ちに屋内に退避（コンクリート屋内へ退避、〇〇地区へ避難）してください。

(2) 通信手段の整備

市及び県は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線を整備するとともに、CATV、有線放送電話、コミュニティFM放送等のメディアの活用、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討し、災害時要援護者（要配慮者）等、個々のニーズにも配慮のうえ、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努める。

〔主な情報伝達手段〕

- 防災行政無線（同報系）の屋外拡声器や戸別受信機
- 電話、ファクシミリ
- 携帯電話・スマートフォン
(ひょうご防災ネット、ひょうごEネット、緊急速報メール、聴覚障がい者向け緊急情報発信システム 等)
- インターネット（県・市ホームページ、フェイスブック、ツイッター 等）
- 地域メディア（CATV、コミュニティFM 等）
- サイレン、半鐘（特に緊急を要するとき）

- 広報車
- 放送事業者（テレビ、ラジオ）との連携（Lアラートの活用、協定に基づく緊急放送の実施等）
- 自主防災組織等人的ネットワークによる連絡
- アマチュア無線等情報ボランティアの協力

(3) 市民相談窓口の整備

市は、県と連携し、市民等からの問い合わせに対応する県民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定める。

2 災害時要援護者（要配慮者）等への情報伝達

〔実施機関：市（危機管理課）〕

市は、災害時要援護者（要配慮者）及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

第5 モニタリング等体制の整備

1 モニタリングによる監視の実施等

〔実施機関：市（危機管理課）〕

(1) 平常時及び緊急時のモニタリング

県は、洲本総合庁舎内に設置されているモニタリングポストにより、防護対策の基準となる空間放射線量率の常時監視を行う。

県は、原子力施設等で放射線の放出を伴う事故等が発生したときは、国の指示に基づき、環境放射線のモニタリングの強化を図る。

市は、県よりモニタリング結果の情報収集を行う。

2 体制の整備等

〔実施機関：市（危機管理課）〕

(1) 飲料水の検査体制の整備

市、県、水道事業者は、飲料水のモニタリングが実施できる体制を整備する。

(2) 関係機関との協力体制の整備

市は、県と平時から緊密な連携を図り、協力体制を整備する。

第6 防護措置にかかる体制の整備

1 情報収集・伝達体制の整備

〔実施機関：市（危機管理課）〕

市は、防護措置の必要性を判断するための情報を迅速に収集し、必要に応じて防護措置の指示を住民等に伝達する体制を整備する。

2 活動用資機材の整備

〔実施機関：市（危機管理課）、淡路広域消防事務組合〕

市、淡路広域消防事務組合は、それぞれの役割に応じて、対象原子力災害等の応急対策に従事する者等が使用する資機材を整備する。

3 避難所の指定

〔実施機関：市（危機管理課）〕

市は、避難所を指定し、その施設、設備の整備に努めるとともに、運営体制の整備を図る。その内容は、「風水害等対策編第2章第2節第10 避難所対策の充実」による。

4 災害時要援護者（要配慮者）支援対策の強化

〔実施機関：市（危機管理課、消防防災課、福祉総務課、子育て応援課、地域福祉課、長寿介護課、秘書広報課）、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団、ボランティア、町内会等〕

(1) 災害時要援護者（要配慮者）の把握と情報伝達体制の整備

① 災害時要援護者（要配慮者）の日常的把握

市は、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団、ボランティア、町内会等の活動を通じ、高齢者、障がい者等の要援護者の状況を把握し、コミュニティ・ファイル等を作成しておくなど、対象原子力災害等発生時に迅速な対応ができる体制を整備する。

② 障がい者への情報伝達方法の確立

市は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障がい者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムを整備する。

また、防災知識の普及啓発に努めるほか、防災上の相談・指導を行う。

(2) 社会福祉施設等の防災体制の整備

市等は、次の対策を講じる。

① 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立

- ② 社会福祉施設の対応強化
- ③ 社会福祉施設等の整備
- ④ 高齢者、障がい者等に配慮した避難所の整備

(3) 外国人対策の強化

外国人に対する日常の情報提供及び対象原子力災害等発生時の情報伝達等の方法については、地域防災計画（風水害等対策編）第3章第3節第9 6「外国人への情報伝達等」に基づき必要な対応を図る。

5 汚染検査、避難退域時検査の体制整備

〔実施機関：市（危機管理課）、淡路広域消防事務組合〕

市、淡路広域消防事務組合は、放射能汚染の発生に備え、汚染検査、避難退域時検査のための資機材の整備に努める。

6 安定ヨウ素剤

〔実施機関：市（危機管理課）〕

安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による内部被ばくを低減する効果に限定され、服用のタイミングによっては効果が大きく異なる一方、副作用※が発生する可能性がある。

UPZ外では、屋内退避や飲食物の摂取制限等の防護措置によって、ヨウ素を含む放射性物質の内部被ばく、外部被ばくの影響を低減できるため、県において安定ヨウ素剤の備蓄は行わない。

なお、国は、UPZ内外において、安定ヨウ素剤が不足した場合に備えた備蓄を実施している。また、関西広域連合においても「安定ヨウ素剤貸与に関する覚書」に基づき、関西電力㈱と貸与可能な数量を調整し、安定ヨウ素剤の確保を行っている。

※ヨウ素過敏症：発熱、関節痛、浮腫、蕁麻疹様皮疹が生じ、重篤になるとショックに陥るおそれ

※甲状腺機能異常症：ヨウ素剤を含む製剤の服用により症状悪化のおそれ

7 教育機関等における体制の整備

〔実施機関：市（危機管理課、教育部）〕

市は、児童生徒及び教職員等の安全確保に万全を期するため、地域の実情等を踏まえ、教育機関等ごとに対応マニュアル等を作成するよう指導する。

第7 県外からの避難の受入体制の整備

1 想定される広域避難

〔実施機関：市（危機管理課）〕

県及び市町は、福井県に立地する原子力施設で事故等が発生した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、福井県及び京都府からの避難者を受け入れる。

本市においては、原子力災害における避難元市町・避難先市町マッチングにより、京都府舞鶴市からの避難者（対象人口 64,139 人（うち淡路市は 1,656 人）／令和 3 年 4 月 1 日現在）を神戸市、尼崎市、西宮市とともに受け入れることとなっている。

2 情報連絡体制の整備

〔実施機関：市（危機管理課）〕

(1) 避難元府・市との情報の交換

市及び県は、京都府舞鶴市からの避難者の受入れを迅速かつ円滑に行うことができるよう、京都府・舞鶴市と連絡先を交換する。

(2) 避難者情報の共有

市は、随時、京都府舞鶴市から、市の基礎的情報の提供を受け、情報の共有を行うこととする。

情報の例：幼稚園・保育園の園児数、学校の児童・生徒数、重点区域内の人口及び在宅の避難行動要支援者数、避難経路、避難手段等

3 広域避難の受入体制の整備

〔実施機関：市（危機管理課）〕

(1) 組織体制の整備

市は、広域避難を受け入れるための組織体制をあらかじめ定めておく。

(2) 避難所の指定

市は、広域避難の受入れが可能な避難所をあらかじめ指定する。

(3) 車両一時保管場所の選定

市は、避難所に車両の保管場所を確保できない場合には、円滑に車両一時保管場所が設置できるよう、あらかじめ候補地の選定を行うよう努める。

(4) 必要物資の把握、配布手順の確認

市は、避難元市町からの情報を踏まえ、各避難所における食料、飲料水及び生活必需品の必要数を把握しておき、速やかに必要な物資を発注できる体制を整備しておく。また、本市は、一般災害での対応に準じて、食料、飲料水及び生活必需品の配布について、あらかじめ手順を定めておく。

原子力災害時の避難元・避難先マッチング（避難所レベル）

避難元府県名		東京都		避難元				集合場所				主な避難経路		所在地		府県名		市町村名		拠点避難所		避難先			
市町名	ゾーン	地区名1	人口	地区名2			人口	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		避難先			
				小学校区	自治会等	世帯数														人口	名称	所在地	名称	所在地	
舞鶴市	E	(1, 817)	(3, 813)	久田美	161	327	398	舞鶴市字久田 簡田小学校 美930	舞鶴市字久田 簡田小学校 美930	福知山市 三段池公園 377-1	福知山市 三段池公園 377-1	西宮市	-	西宮市立苦菜園中学校	西宮市立苦菜園三番町14-1	西宮市立苦菜園小学校	西宮市立苦菜園二番町18-12	兵庫県立西宮北高等学校	西宮市立大社中学校	西宮市立神原小学校	-	西宮市立神原小学校	西宮市立神原12-45	-	西宮市立神原12-62
				真藤	34	71	363																		
				志高	159	363	363																		
				木川	28	52	315																		
				岡田由里	78	163	315																		
				河原	15	32	68																		
				高聖	31	68	6																		
				長谷	4	6	41																		
				上漆原	41	70	158																		
				下漆原	28	46	18																		
下鼻谷	18	36	138																						
野村寺	138	323	818	舞鶴市高野台 1-1 高野小学校 加佐中学校 田里20	舞鶴市高野台 1-1 高野小学校 加佐中学校 田里20	福知山市 三段池公園 377-1	福知山市 三段池公園 377-1	淡路市	-	淡路市立一宮中学校 (一宮体育センター)	淡路市多賀227	-	淡路市立一宮中学校 (一宮体育センター)	淡路市立尾崎小学校体育館	淡路市尾崎1800	-	淡路市立尾崎小学校体育館	淡路市尾崎1800	-	淡路市立尾崎小学校体育館	淡路市尾崎1800				
高野台	70	153	211																						
上村	29	54	98																						
宇谷	43	93	59																						
747・757- ノ舞夢	5	5	98																						
小原	37	59	45																						
桑園下	45	98	23																						
小俣	23	43	16																						
滝ヶ字呂	9	16	176																						
大俣	92	176	71																						
地頭	71	153	69																						
西方寺	69	141	39,876																						
			82,949				82,949																		

※関西広域連合「原子力災害に係る広域避難ガイドライン改訂（平成31年3月）」

第8 原子力防災に関する知識の普及啓発

1 普及啓発の実施

〔実施機関：市（危機管理課）〕

災害時に的確な行動をとるためには、平時から原子力災害や放射線等に対する正しい理解を深めることが重要であることから、市は、次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

また、教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(1) 周知方法

市は、次に掲げる方法により、知識の普及及び啓発に努める。

- ① 防災科学館の活用
- ② インターネット、ラジオ、テレビ等による普及
- ③ 新聞、冊子、その他印刷物による普及
- ④ 標語、図画、作文募集等による普及
- ⑤ 市民を対象とした研修会の開催

(2) 周知内容

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること（放射線の単位、汚染と被ばくの違い、放射線の人体影響等）
- ② 放射性物質規制の概要（法体系、利用用途、用途ごとの存在形態等）
- ③ 原子力施設等の概要に関すること
- ④ 対象原子力災害等とその特性に関すること
- ⑤ 緊急時に講じる対策の内容に関すること
- ⑥ 対象原子力災害等発生時における留意事項（特に身体の防護方法、妊婦・乳幼児等に配慮した緊急措置方法）
- ⑦ その他必要と認められる事項

2 専門的情報の提供

〔実施機関：市（危機管理課）〕

市は、原子力災害時に住民等が伝達情報を理解するための助けとなるよう、あらかじめ住民等が知りたい情報を得られるサイトを整理し、ホームページ等に掲載するよう努める。

(1) 放射性物質や放射線に関する情報

国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 量子医学・医療部門

<https://www.nirs.qst.go.jp/index.shtml>

「放射線の知識と教養」

https://www.nirs.qst.go.jp/publication/movie/mp4-knowledge_education/index.html

「放射線被ばくのQ&A」

<https://www.qst.go.jp/site/qms/39506.html>

(2) 放射線による健康影響等に関する情報

環境省「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料」

<http://www.env.go.jp/chemi/rhm/rlkisoshiryo.html>

(3) 原子力防災に関する情報

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構「原子力防災情報」

https://www.jaea.go.jp/04/shien/research2_j.html

(4) 放射線モニタリングに関する情報

原子力規制委員会「放射線モニタリング情報」

<https://radioactivity.nsr.go.jp/ja/>

3 専門機関等の支援

〔実施機関：市（危機管理課）〕

市は、知識の普及啓発の活動に必要な場合は、国、指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究機構）、原子力事業者等に協力を求める。

第 3 章 災害応急対策計画

第1 計画の目的

応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、市その他の防災関係機関の緊急時の情報の収集・伝達体制、組織体制、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制及び必要な対策について定める。

第2 対応方針

(1) 原子力施設における事故等への対応

① 原子力施設の状況に基づく予防的防護措置の実施

本市は原子力対策重点区域ではないが、放射性物質の大規模な放出があった場合には、UPZ外においても、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえて、国が必要性を判断して屋内退避の指示を出すこととなっている。その際には、同心円を基礎として行政区域単位等で屋内退避の範囲が設定される。

② 観測可能な指標に基づく緊急防護措置の実施

原子力施設から放射性物資が放出された後は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果に基づき緊急防護措置を実施することとされている。

放射性物質の放出後、継続的に高い空間放射線率（OIL1）が計測された地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線率（OIL2）が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講ずる場合には、国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下、「避難退域時検査」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等の措置を講ずるようにしなければならない。さらに経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講ずる地域では、地域生産物の摂取制限をしなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

(2) 放射性物質の輸送中の事故等への対応

核燃料物質等の輸送中の災害については、原子力災害対策指針において、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性を踏まえ、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者並びに国が主体的に災害対策を行うこととされている。

また、放射性同位元素等の輸送中の災害についても、法令に基づき事業者等が対応することとされており、事故や火災の状況に応じて消防、警察への通報が行われるのみである。

しかしながら、事故の規模や発生場所によっては、傷病者の発生や立入制限区域の設定、住民避難等の防護措置が必要となる可能性があるため、市として必要な対策を講ずる。

(3) 放射性物質の不法廃棄等への対応

放射性物質の不法廃棄等については、放射性物質の種類や事案の内容によって適用される法令が異なり、責任の所在が不明確な場合もあり得るが、県民の不安を惹起し、風評被害を生じるなど、影響が広がるおそれがある場合には、県が関係機関と必要な対策の調整を行う。

【応急対策に関する主な法令】

対象物質	根拠法令	危険時の措置	実施義務者
核燃料物質	原災法	・ 基準以上の放射線量が検出された場合の県、市町への通報・原子力事業者防災業務計画による応急措置の実施	原子力事業者、運搬業者、受託貯蔵者
	原子炉等規制法	・ 核燃料物質の盗取、所在不明その他の事故発生時の警察官又は海上保安官への届出	
	核燃料物質の使用等に関する規則	・ 使用施設、核燃料輸送物の火災、又は延焼するおそれがある場合の消火・延焼防止、消防吏員への通報	
	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則	・ 核燃料物質の安全な場所への移動 ・ 避難の警告 ・ 放射能汚染の拡大防止及び除去 ・ 救出、避難等の緊急の措置 ・ その他放射線障害を防止するために必要な措置	
放射性同位元素	放射性同位元素等規制法	・ 放射性同位元素の盗取、所在不明その他の事故発生時の警察官又は海上保安官への届出	放射性同位元素使用者、運搬業者等
	同法施行規則	・ 使用施設又は放射性輸送物の火災、又は延焼するおそれがある場合の消火・延焼防止、消防署への通報 ・ 核燃料物質の安全な場所への移動 ・ 避難の警告 ・ 放射能汚染の拡大防止及び除去 ・ 救出、避難等の緊急の措置 ・ その他放射線障害を防止するために必要な措置	
放射性医薬品	医療法施行規則	・ 地震、火災その他の災害又は盗難、紛失その他の事故により放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合の保健所、警察署、消防署その他関係機関への通報・放射線障害の防止	病院又は診療所の管理者
	放射性医薬品の製造及び取扱規則	・ 放射性物質の安全な場所への移動 ・ 避難の警告 ・ 放射能汚染の拡大防止及び除去 ・ 救出、避難等の緊急の措置 ・ その他放射性物質による障害の防止に必要な措置	

第3 災害応急対策の流れ

1 県外原子力事業所（福井県内の原子力発電所等）事故災害の場合

事項	原子力事業者	国・立地県	兵庫県	淡路市
警戒事態 (警戒事象の発生)	・事象発生 of 通報	→ ・原子力規制庁・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置 ・緊急時モニタリングの準備 〔P A Z〕 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難・屋内退避準備開始	→	→
施設敷地緊急事態 (特定事象の発生)	・原子力事業者としての緊急事態応急対策の実施	・原子力規制庁・内閣府原子力事故合同対策本部の設置 ・緊急時モニタリングの開始 〔P A Z〕 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難開始 ・屋内退避 ・住民の避難準備開始 〔U P Z〕 ・屋内退避の準備	・災害警戒本部の設置 ・P A Zからの県外避難の受入準備	・災害警戒本部の設置 ・P A Zからの県外避難の受入準備
全面緊急事態 (原子力緊急事態の発生)		・原子力災害対策本部の設置 ・原子力災害合同対策協議会の開催 〔P A Z〕 ・住民の避難開始 〔U P Z〕 ・屋内退避	・災害対策本部の設置 ・P A Zからの県外避難の受入れ ・U P Zからの県外避難の受入準備	・災害対策本部の設置 ・P A Zからの県外避難の受入れ ・U P Zからの県外避難の受入準備
		〔U P Z外〕 ・状況により屋内退避指示	〔国の指示により〕 ・県民等への伝達 ・住民の生活支援	〔国の指示により〕 ・住民の屋内退避指示 ・住民の生活支援
数時間以内	・緊急時モニタリング支援	・緊急時モニタリング ・O I L 1超地域特定 〔O I L 1超地域〕 ・避難指示	・広域避難の受入調整	〔O I L 1超地〕 ・避難指示
1日以内	・避難退域時検査支援	・O I L 2超地域特定 〔O I L 1超地域〕 ・避難の実施	・広域避難の受入調整 〔O I L 1超地域〕 ・避難退域時検査実施 ・被ばく傷病者等の搬送	・広域避難の受入れ 〔O I L 1超地域〕 ・避難の実施

第1章

第2章

第3章

第4章

第1章
第2章
第3章
第4章

事項	原子力事業者	国・立地県	兵庫県	淡路市
数日以内		飲食物の放射性核種度を測定する区域の特定		
1週間以内		飲食物の放射性核種度の測定・分析、摂取制限の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難の受入調整 [O I L 2 超地域] ・避難退域時検査実施 ・一時移転の支援（輸送手段の手配等） 	<ul style="list-style-type: none"> [O I L 2 超地域] ・一時移転の実施
応急対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質による汚染の除去 	<ul style="list-style-type: none"> [必要に応じ] ・国民への的確な情報の伝達 ・原子力災害医療の実施 	<ul style="list-style-type: none"> [必要に応じ] ・モニタリングの強化 ・災害広報の実施 ・各種相談の実施 ・交通の確保対策 ・飲食物の摂取制限等 ・放射性物質による汚染の除去に係る協力 	<ul style="list-style-type: none"> [必要に応じ] ・モニタリングの強化 ・災害広報の実施 ・各種相談の実施 ・災害時要援護者（要配慮者）対策の実施 ・飲食物の摂取制限等 ・放射性物質による汚染の除去に係る協力

2 放射性物質の輸送中の事故等の場合

事項	事業者等	淡路市・淡路広域消防事務組合	兵庫県	国
事故等の発生	・事故等発生 の通報	→ 淡路広域消防 事務組合	→ 警察 災害対策センター	【核燃料物質の場合】 原子力規制庁
	・緊急措置 ・立入制限区域設 定 ・消火 ・延焼防止 ・救出 ・避難等の危険時 の措置 ・緊急時モニタリ ング	・施設データの確認 ・消防隊・救急隊出動 (放射線防護装備)	・事故対応 ・交通規制	・放射性物質事故対 策会議の開催
放射線検出	・放射線測定結果 の報告	→ 淡路広域消防 事務組合	→ 警察 災害対策センター	原子力規制庁
	・立入制限区域設 定 ・遮へい ・放射能汚染の拡 大防止・除去	・消防警戒区域の設定 ・放射線検出活動 ・放射線危険区域及び 準危険区域の設定 ・消火活動 ・救助・救急活動 【住民等に防護措置が 必要となる場合】 ・住民等の安全確保 (広報・避難誘導等)	・災害警戒本部の設 置 ・災害対策本部の設 置	【特定事象の場合】 ・関係省庁事故対策 連絡会議の開催 ・専門家の現地派遣 ・資機材の動員 【原子力緊急事態に 至った場合】 ・原子力緊急事態宣 言の発出 ・原子力災害対策本 部及び現地対策本 部の設置 ・緊急事態応急対策 の実施(モニタリ ングの支援、実動 部隊の派遣、放射 線医療の実施、飲 食物摂取制限等) ・事故発生場所周辺 の住民避難等防護 対策の指示
被ばく傷病者 等の発生	・被ばく傷病者等 の応急措置 ・汚染検査・除染 (関係者、周辺 環境) ・汚染物の保管	・傷病者等の汚染検査 ・除染措置 ・消防隊員の汚染検査 ・除染及び被ばく状況 の記録 ・汚染の除去に関する 協力 [必要に応じ] ・専門家派遣の要請 ・消防県内応援の要請 ・緊急消防援助隊要請 ・自衛隊派遣の要求 ・避難所の開設・運営 ・飲食物の摂取制限 ・医療・健康等各種相 談の実施 等	・周辺環境のモニタ リングの実施・公 表 ・汚染検査・除染に 関する協力 ・災害広報の実施 ・各種相談の実施 [必要に応じ] ・消防県内応援の調 整 ・緊急消防援助隊要 請 ・自衛隊の派遣要請 ・避難住民への支援 等	

※特定事象、原子力緊急事態は核燃料物質が対象

第1章

第2章

第3章

第4章

3 放射性物質の不法廃棄等

第1章
第2章
第3章
第4章

事項	発見者・施設管理者	淡路市・淡路広域消防事務組合	兵庫県	国
放射線の検出	・発見の通報	→ → → 淡路広域消防事務組合	→ 警察 災害対策センター	原子力規制庁
防護対策の実施	・放射性物質の存在の周知 ・周囲への立入禁止措置	<ul style="list-style-type: none"> [事案に応じて] ・消防隊・救急隊出動（放射線防護装備） ・放射線検出活動 ・放射線危険区域及び準危険区域の設定 ・救助・救急活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制庁と対応を協議 ・災害警戒本部の設置 [事案に応じて] ・交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況の確認 ・必要な措置の指示
被ばく傷病者等の発生		<ul style="list-style-type: none"> ・住民等に防護措置が必要となる場合 ・住民等の安全確保（広報・避難誘導等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・傷病者等の汚染検査 ・除染措置 ・消防隊員の汚染検査 ・除染及び被ばく状況の記録 ・汚染の除去に関する協力 [必要に応じて] ・専門家派遣の要請 ・消防県内応援の要請 ・緊急消防援助隊要請 ・自衛隊派遣の要求 ・避難所の開設・運営 ・飲食物の摂取制限 ・医療・健康等各種相談の実施 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境のモニタリングの実施・公表 ・汚染検査・除染に関する協力 ・災害広報の実施 ・各種相談の実施 [必要に応じて] ・消防県内応援の調整 ・緊急消防援助隊要請 ・自衛隊の派遣要請 ・避難住民への支援等 	

第1 組織の設置

項目	実施担当	関係機関
1. 市災害対策本部の設置基準	本部班、企画情報班	
2. 災害対策本部現地対策部の設置基準		
3. 市災害対策本部及び現地対策部の業務内容	各班	
4. 市災害対策本部の組織、運営	各班	

1 市災害対策本部の設置基準

〔実施機関：市（本部班、企画情報班）〕

本部長は、下記の本部設置基準に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を円滑に行うため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、「淡路市災害対策本部」を設置する。

(1) 災害対策本部の設置基準

本部長は、次の場合に、災害対策本部を設置する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 国内の原子力施設における事故等により市域に防護措置が必要となったとき ② 放射性物質の運搬中の事故が発生し、住民に防護措置が必要となったとき ③ 法令に定められた適切な管理が行われていない放射性物質が発見され、住民に防護措置が必要となったとき |
|---|

(2) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所（防災あんしんセンター）内に置く。ただし、建物損壊等により災害対策本部の機能を全うすることができないと本部長が判断した場合は、本部長が定めた場所に本部を移設する。

(3) 災害対策本部の廃止

本部長は、災害の発生するおそれがなくなったと認めるとき又は災害応急対策が完了したときは、災害対策本部を廃止する。

(4) 災害対策本部の設置又は廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止した場合は、直ちに、次のとおり電話その他適当な方法により通知する。

■表 報告・通知・公表先等

報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法
市 民	本部班長 企画情報班長	市防災行政無線・広報車・報道機関
県知事	本部班長 企画情報班長	フェニックス防災システム・ 県防災行政無線・ファクシミリ・ 電話・口頭・ その他迅速な方法
警察署長 消 防 長 ----- その他防災関係機関		
隣接市長	本部班長 企画情報班長	フェニックス防災システム・ 県防災行政無線・ファクシミリ・ 電話・口頭・ その他迅速な方法
報道機関	企画情報班長	電話・口頭又は文書

(5) 災害警戒本部の設置

本部長は、次の場合に、災害警戒本部を設置し、その他は災害対策本部に準ずるものとする。

- ① 国内の原子力施設において全面緊急事態が発生したとき
- ② 放射性物質の運搬中に事故が発生し、放射性物質又は放射線が外部に漏れ、あるいはそのおそれがあるとき
- ③ 法令に定められた適切な管理が行われていない放射性物質が発見され、住民に被害が生じるおそれがあるとき

2 災害対策本部現地対策部の設置基準

(1) 現地対策部の設置基準

市長は、必要に応じて現地対策部（津名・岩屋・北淡・一宮・東浦）を設置する。現地対策部の設置基準は、災害対策本部の設置基準に準じ、責任者は事務所長とする。

(2) 現地対策部の設置場所

現地対策部は、各事務所内に置く。ただし、建物損壊等により現地対策部の機能を全うすることができないと事務所長が判断した場合は、本部長が定めた場所に移設する。

(3) 現地対策部の廃止

現地対策部の廃止は、災害対策本部の廃止に準ずる。

(4) 現地対策部の設置又は廃止の通知

現地対策部の廃止又は廃止の通知は、災害対策本部の通知に準ずる。

(5) 災害警戒本部の現地対策部の設置

災害警戒本部の現地対策部の設置は、災害対策本部に準ずる。

3 市災害対策本部及び現地対策部の業務内容

[実施機関：市（各班）]

各部班の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 災害対策本部の所掌事務

部名	本部員	班名 ◎班長	構成課	分掌事務 注)○印:初動期からの分掌事務 ・印:初動期以降 ※印:初動期のみ現地対策部が中心に実施する分掌事務
危機管理部	危機管理部長	本部班 ◎危機管理課長	危機管理課 消防防災課	<ul style="list-style-type: none"> ○災害警戒本部、災害対策本部設置・閉鎖に関すること ○本部長の指揮、命令伝達 ○本部会議に関すること ○県災害対策本部、警察本部、自衛隊との調整 ○避難指示等 ○各部に対する事務の緊急割当 ○フェニックス衛星FAX、土砂災害システム、河川監視システム、Jアラートによる情報受信、監視、伝達 ○フェニックス防災システムによる情報受信、被災状況報告 ○対策本部の電話、パソコン等の設備に関すること ○防災行政無線による伝達、放送 ○※災害情報の収集、整理 ○淡路広域消防事務組合との連絡調整 ○※消防団との連絡調整 ○避難、誘導活動の統括 ○避難状況の把握 ○救助活動、捜索活動の統括 ○ヘリコプターの運航要請及び臨時ヘリポートの開設 <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用に関すること ・各種協定に基づく応援要請（他部に属するものを除く。） ・罹災証明の発行 ・被災者台帳の作成に関すること ・地区防災計画に関すること
企画情報部	企画情報部長	企画情報班 ◎秘書広報課長	秘書広報課 まちづくり政策課 企業誘致推進課 情報課 ふるさと納税推進課	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長、副本部長の秘書 ○報道機関との連絡及び災害広報公聴活動 ○広報体制確保 ○各情報のホームページへの掲載 ○災害見舞金、義援金、視察者等の対応 ○国県等に対する要望事項の取りまとめ ○緊急用電話機の配備 ○企業等事業所社員の帰宅支援 ○産業用地の情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ・被災写真の収集及び災害記録

第1章

第2章

第3章

第4章

部名	本部員	班名 ◎班長	構成課	分掌事務 注)○印:初動期からの分掌事務 ・印:初動期以降 ※印:初動期のみ現地対策部が中心に実施する分掌事務
				<ul style="list-style-type: none"> 被災者の安否情報の提供 外国人住民等の被害状況の収集及び情報提供、相談支援
総務部	議会議務局長 事務所統括部長 総務部長	総務班 ◎総務課長	総務課 管財課 議事課	<ul style="list-style-type: none"> ○※避難所の開設、収容、閉鎖等に関すること ○従事職員の食事・健康管理等の後方支援 ○配車計画による現地対策部への配車管理 ○現地対策部との連絡調整 ○現場警戒職員の把握 ・※炊き出しに関すること ・市議会との連絡調整及び災害に対する議会活動 ○応援の受入れに関すること
		庶務班 ◎財政課長	財政課 監査委員会事務局 固定資産評価審査会事務局 選挙管理委員会事務局 会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害予算の編成、執行計画等の策定 ・救援物資の受入配分、現地対策部との調整 ○遭難者・負傷者状況把握、身元確認 ○遭難者捜索状況把握
	会計管理者 監査委員事務局長 総務部長	家屋調査班 ◎税務課長	税務課	<ul style="list-style-type: none"> ○家屋被害認定調査及び班体制の確保 ・災害に伴う税の減免及び猶予等
市民生活部	市民生活部長	市民班 ◎市民人権課長	市民人権課	<ul style="list-style-type: none"> ○電話・FAX対応 ○現地対策部との連絡調整
		生活環境班 ◎生活環境課長	生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ処理施設、火葬施設の災害対策 ○遺体の収容、埋火葬 ・し尿の収集、処理 ・塵芥の収集、処理 ・災害廃棄物の処理 ・愛玩動物に関すること
健康福祉部	健康福祉部長	福祉・救護班 ◎福祉総務課長	福祉総務課 子育て応援課 地域福祉課 健康増進課 長寿介護課	<ul style="list-style-type: none"> ○※災害時要援護者（要配慮者）に対する支援活動 ○※要援護者の避難状況の把握 ○※民生委員・児童委員との連絡調整 ○医療機関との連絡調整 ○救護所の開設、収容 ・ボランティアに関すること ・被災者の保険料免除及び各種給付金に関すること ・医薬品・資機材並びに衛生材料等の調達 ・健康福祉事務所との連絡調整 ・市医師会等への応援要請及び連絡調整 ・※被災者の保健、こころのケア対策 ・被災者の感染症予防対策

部名	本部員	班名 ◎班長	構成課	分掌事務 注)○印:初動期からの分掌事務 ・印:初動期以降 ※印:初動期のみ現地対策部が中心に実施する分掌事務
産業振興部	産業振興部長	商工・農林水産班 ◎農林水産課長	農林水産課 農地整備課 商工観光課 農業委員会事務局	○ため池等の警戒、応急措置 ○山崩れ、治山等の応急措置 ○ため池、水路、農道等の被害復旧状況把握 ○食糧の調達、あつ旋等 ・生活必需品等の物資の調達、あつ旋等 ・商工・農林水産関係の被害状況の把握、応急対策の指導及び連絡調整 ・観光・宿泊客の帰宅支援等
都市整備部	都市整備部長	建設班 ◎都市総務課長	都市総務課 建設課 都市計画課	○水防資材の確保、配置等 ○道路、河川の被害による交通規制 ○工事中建築物・工作物の統括 ○低地帯の災害対策及び被害調査 ○障害物の除去 ○砂防指定、危険地すべり等の災害対策 ○バス等交通機関の被害・復旧状況の取りまとめ ○急傾斜地危険区域等の警戒、応急措置 ○避難路及び輸送路の確保 ・住宅の応急修理 ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施 ・応急仮設住宅の用地確保及び建設等
		下水道班 ◎下水道課長	下水道課	○下水道施設等における災害対策の統括 ○淡路広域水道企業団との連絡調整
教育部	教育部長	教育班 ◎教育総務課長	教育総務課 学校教育課 社会教育課 スポーツ推進課	○教育施設等における災害対策の統括 ○児童・生徒の安全確保 ○教育施設における避難所の開設、運営等の調整 ○学校との連絡調整 ・配食センターの運営に関すること ・応急教育の実施及び教科書学用品の支給
消防団部	消防団長	消防団班 ◎消防団長	消防団	○淡路広域消防事務組合との連絡調整 ○危険場所の警戒及び応急措置の実施 ○水害、火災及び危険場所等に係る広報活動 ○被災者の捜索、救出及び保護等に係る災害救助

(2) 現地対策部の所掌事務

部名	本部員	係名	分掌事務
現地対策部	事務所統括部長 事務所長	庶務係	・職員配備記録・職員出動状況記録等 ・炊き出し時の職員等連絡、社会福祉協議会との調整
		消防防災係	・消防各分団との連絡調整、各種広報活動（防災行政無線） ・対策本部と連絡調整・被害状況等の情報連絡、報告
		情報連絡係	・住民からの被害状況等の受入れ・連絡
		救助・物資係	・災害救助の実施状況のとりまとめ・救援物資等の受入れ、配分等
		各施設連絡係	※被害情報連絡及び避難誘導各地区詰所
		医療係	・救護者のケア ・各避難所対応
		災害時要援護者(要配慮者)対策係	・災害時要援護者（要配慮者）の把握・民生委員連絡等、社会福祉協議会と連携
		道路等現場指導係	・公共土木施設の被害調査、応急復旧対策・交通規制・避難路等の確保・ため池等の警戒及び応急措置等

※上記は一般的な事務内容について記載したものであり、各事務所の事務分掌の詳細については、「淡路市職員災害初動マニュアル」に記載のとおりとする。

4 市災害対策本部の組織、運営

〔実施機関：市（各班）〕

災害対策本部の組織・運営は、次のとおりである。

なお、災害警戒本部の組織・運営については、災害対策本部に準ずるものとする。

(1) 組織の構成

災害対策本部の組織は、次のとおり構成する。

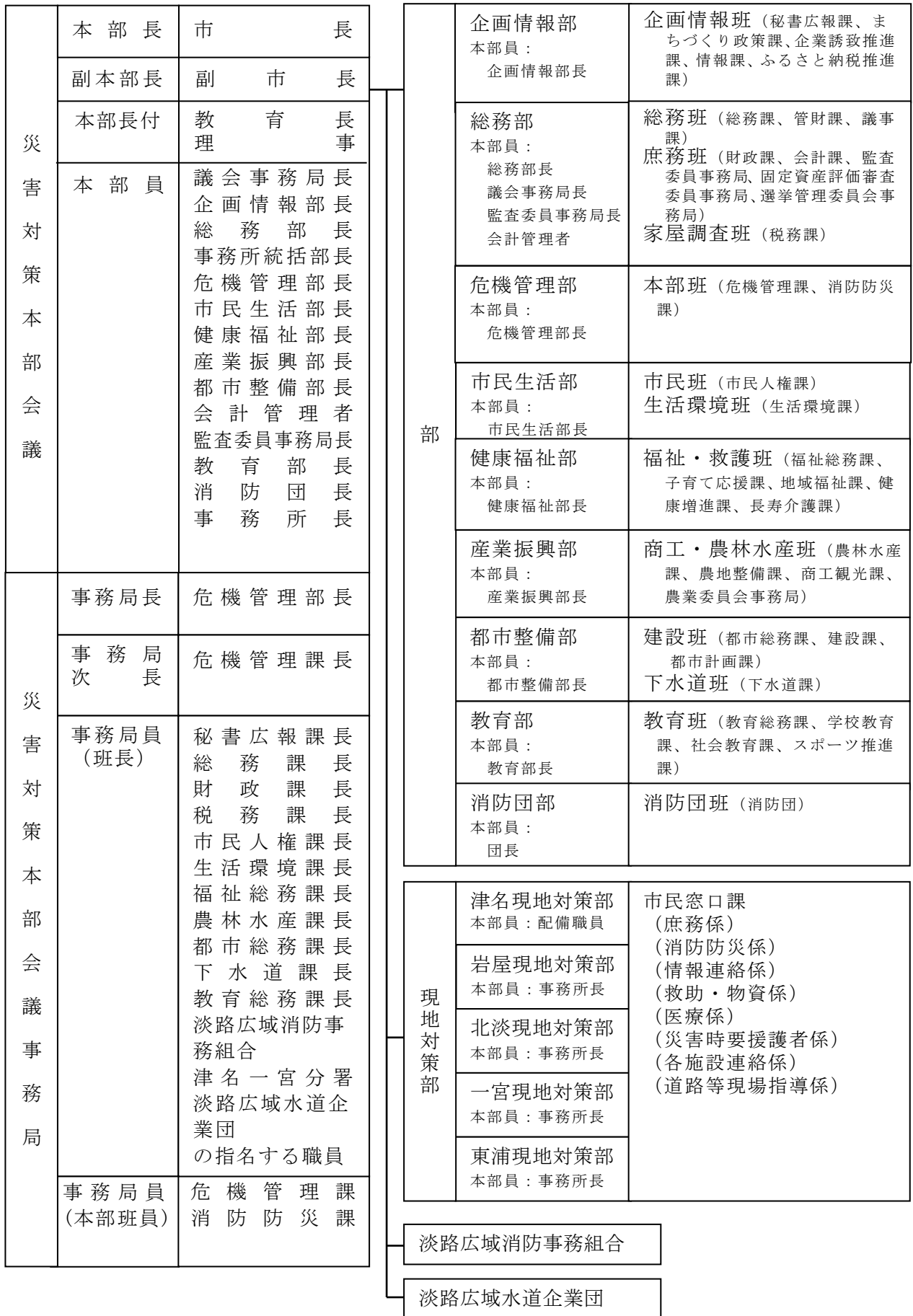


図 災害対策本部の組織体制

(2) 組織の概要

- ① 市長を本部長とする。本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。なお、災害対策本部機構は、本来の行政組織を主体にし、機能別に編成する。
- ② 副市長を副本部長とする。副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- ③ 教育長、理事を本部長付とする。本部長付は、副本部長を補佐する。
- ④ 各部長相当職を本部員とする。本部員は、所属の各班長を指揮監督する。
- ⑤ 本部長の命令あるいは災害対策本部で決定した事項等は、本部員を通じて各班に連絡する。各班で聴取した情報あるいは決定処理した事項のうち、災害対策本部あるいは他の班が承知しておく必要がある事項は、本部員を通じて災害対策本部に連絡する。
- ⑥ 班長は、各班を指揮監督する。
- ⑦ 班員は、班長の命を受けて災害対策に従事する。

(3) 災害対策本部の運営

① 本部会議の開催

本部長は、災害対策本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催する。

ア 報告事項

本部員は、各部の配備態勢と緊急措置事項を報告する。

イ 協議事項

本部会議の協議事項は、概ね次のとおりとする。

- (ア) 被災状況の把握に関する事
- (イ) 災害対応の基本方針の決定に関する事
- (ウ) 災害応急対策に関する事
- (エ) 自衛隊、県、他市町及び公共機関への応援の要請に関する事
- (オ) 災害救助法の適用に関する事
- (カ) その他災害対策の重要事項に関する事
- (キ) 本部の配備態勢の切替え及び廃止に関する事

② 災害対策本部の運営上必要な資機材等の確保

本部事務局は、災害対策本部が設置されたときは、次の措置を講じる。

ア 災害対策本部開設に必要な資機材等の準備

- (ア) 被害状況図・黒板等の設置
- (イ) 住宅地図等その他地図類の確保
- (ウ) 携帯ラジオ・テレビの確保
- (エ) コピー機等の複写装置の確保
- (オ) ビデオ・ボイスレコーダー、カメラ等の記録装置の確保
- (カ) 防災関係機関、協力団体等の電話番号・担当者等の氏名一覧表（壁に掲示）
- (キ) 自主防災組織代表者名簿その他名簿類の確保
- (ク) 被害状況連絡票その他の書式類の確保
- (ケ) その他必要資機材の確保

イ 通信手段の確保

次の機器を準備するとともに、情報連絡に関する計画に定める有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、通信手段の確保に努める。

(ア) 防災行政無線（移動系・同報系）

(イ) 電話、携帯電話等

ウ 自家発電設備の確保

停電に備え自家発電設備の再点検を行い、電源の確保を図る。

③ 警察及び自衛隊との連携

本部長は、警察及び自衛隊を受け入れた場合は、警察署員及び自衛隊員をそれぞれ1名以上本部連絡員として災害対策本部に派遣することを要請する。

第2 動員の実施

項目	実施担当	関係機関
1. 動員の基準	本部班、各班	
2. 動員及び参集	本部班	
3. 伝達方法	本部班	

1 動員の基準

〔実施機関：市（本部班、各班）〕

本部長は、事故の規模、種類及び被害状況により、必要となる防災態勢をとるため、次の基準により配備指令を発令し、職員の配備を行う。

配備基準

組織	種別	配備態勢の基準	配備態勢の概要
災害警戒本部	警戒配備態勢	<ol style="list-style-type: none"> 国内の原子力施設において全面緊急事態が発生したとき 放射性物質の運搬中に事故が発生し、放射性物質又は放射線が外部に漏れ、あるいはそのおそれがあるとき 法令に定められた適切な管理が行われていない放射性物質が発見され、住民に被害が生じるおそれがあるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 警戒本部の一部構成員、防災担当職員等、少数の人員を配置し、主として情報収集及び警戒に当たる態勢 消防団員（若干名）
災害対策本部	第1号配備	対象原子力災害等が発生した場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき	<ul style="list-style-type: none"> 少数の人員を配置し、突発的な災害等に対し必要となる応急措置をとるとともに、情報連絡及び警戒に当たる態勢 消防団員（概ね2～3割）
	第2号配備	対象原子力災害等により市内に相当程度の被害が生じ、又は生じるおそれがあるとき	<ul style="list-style-type: none"> 職員の概ね半数以上の人員を配置して、救助救護活動に重点を置きつつ、災害応急対策から災害復旧対策にかけて対処できる態勢 消防団員（概ね7～8割）
	第3号配備	対象原子力災害等により市域に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるとき	<ul style="list-style-type: none"> 全職員を配置して、防災活動に当たる態勢 消防団員（全団員）

※状況により、市長が必要と認めた場合は、上記の基準に関わらず、配備態勢の決定、災害警戒本部、災害対策本部の設置を行う。

2 動員及び参集

〔実施機関：市（本部班）〕

(1) 動員及び参集

災害が発生したときは、危機管理部長は直ちに市長に連絡し、市長は配置基準に基づき、配備態勢の指示を行う。

危機管理部長は市長の指示により、直ちに各課長にその旨を伝達するとともに、態勢に応じた職員に動員指令を伝達する。

なお、市長が不在のときは、副市長、教育長、理事並びに危機管理部長の順に配備態勢の指示を行う。また、危機管理部長が不在のときは、危機管理課長、消防防災課長の順に市長等に連絡し、かつ、市長等の指示により、直ちに各部長にその旨を伝達するとともに態勢に応じた動員指令を職員に伝達する。

資 料

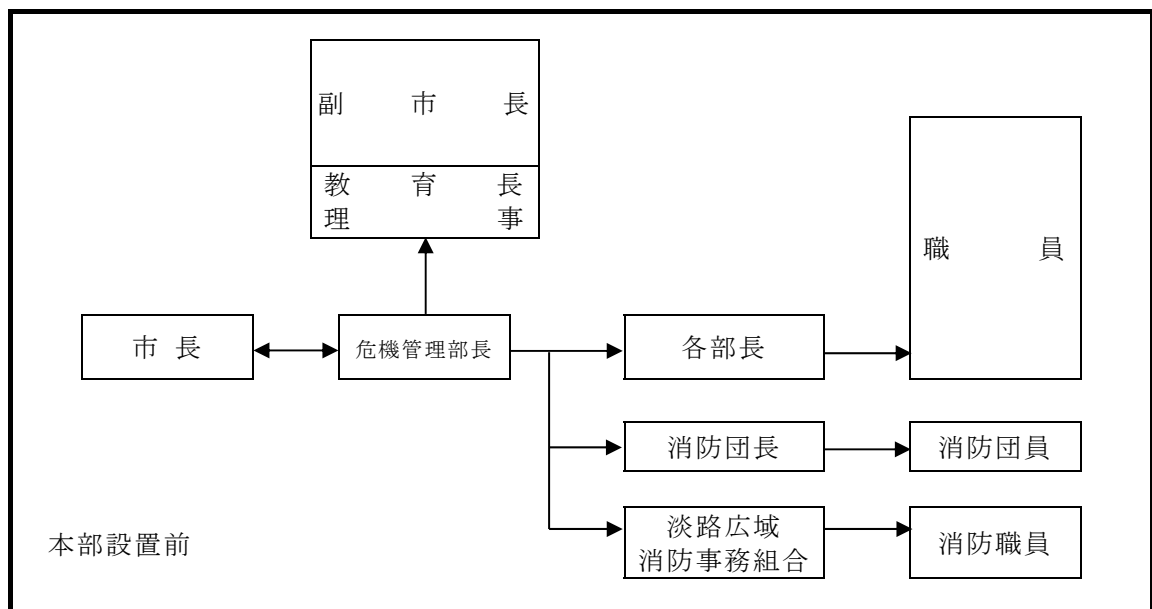
15-1 動員報告書の様式

15-2 災害対策従事者名簿の様式

3 伝達方法

〔実施機関：市（本部班）〕

動員指令の伝達は、庁内放送、ひょうご防災ネット、庁内システムを利用した情報伝達、防災行政無線、電話等あらゆる手段をもって対処する。

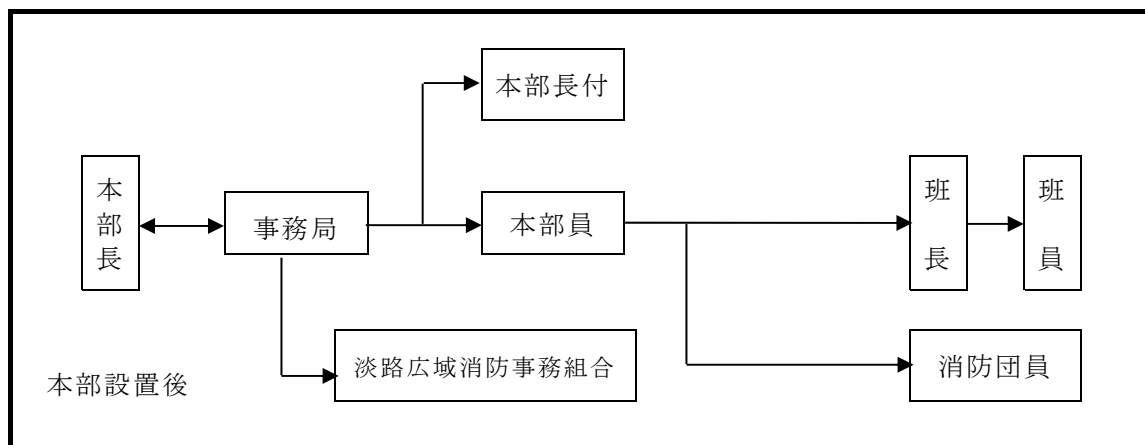


第1章

第2章

第3章

第4章



第3 情報の収集・伝達

項目	実施担当	関係機関
1. 事業所外運搬災害等の第一報の情報伝達	本部班	
2. 不法廃棄等事案発生時の情報伝達	本部班	
3. 災害情報等の収集、報告等	本部班	ライフライン関係機関
4. 対象原子力災害等発生時などの通信手段の確保	本部班	ライフライン関係機関

1 事業所外運搬災害等の第一報の情報伝達

〔実施機関：市（本部班）〕

(1) 核燃料物質等の事業所外運搬の場合

市（本部班）は、次に掲げる事態を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

- ① 核燃料物質等を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨を原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- ② 原災法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が淡路広域消防事務組合にあったもの

(2) 放射性同位元素等の事業所外運搬及び取扱事業所災害等の場合

① 発見者

放射性同位元素に関し、災害、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれがあり、又は発生した場合は、その事態を発見した者は、直ちに、その旨を県警察本部又は第五管区海上保安本部に通報する（放射線障害防止法第33条第2項）。併せて、淡路広域消防事務組合にも通報する。

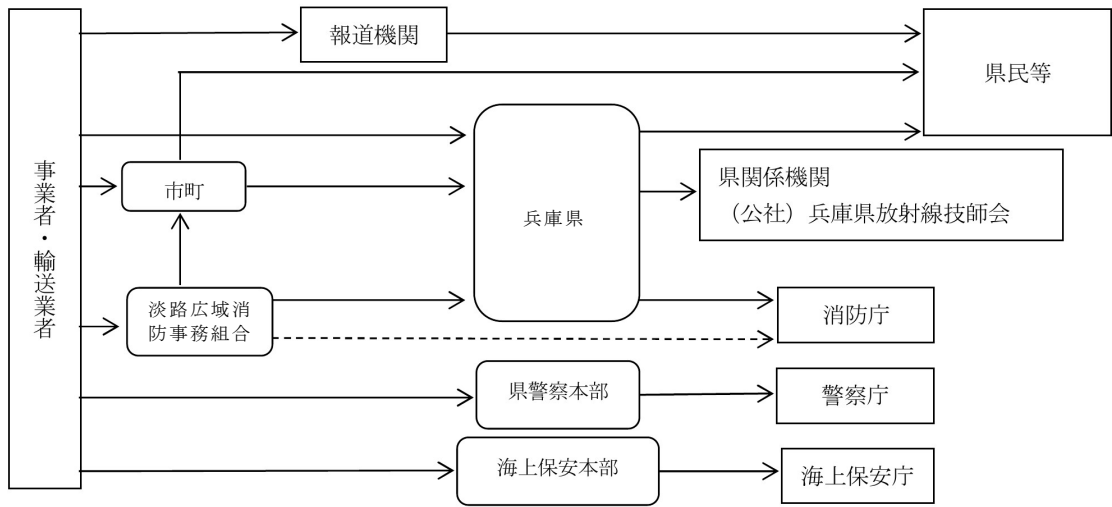
② 市

市（本部班）は、次に掲げる事態を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

ア 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）及び放射性物質の運搬中に事故が発生した旨を原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

イ 原災法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が淡路広域消防事務組合にあったもの

○連絡体制（情報の流れ）



(3) 原子力緊急事態宣言発出後の情報収集

原子力緊急事態宣言発出後における現地の情報収集は、情報収集ルートが錯綜することを避ける観点から、原則として原子力災害合同対策協議会（原災法の規定に基づき、原子力緊急事態宣言があったときに、国、県、市町等の関係機関により設置）に一元化することとする。

2 不法廃棄等事案発生時の情報伝達

〔実施機関：市（本部班）〕

放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質が発見される事態が発生した場合には、放射線障害等の被害を防止し、公共の安全を確保するため、「1(2) 放射性同位元素等の事業所外運搬災害等の場合」の対応に準じ、次のとおり対応する。

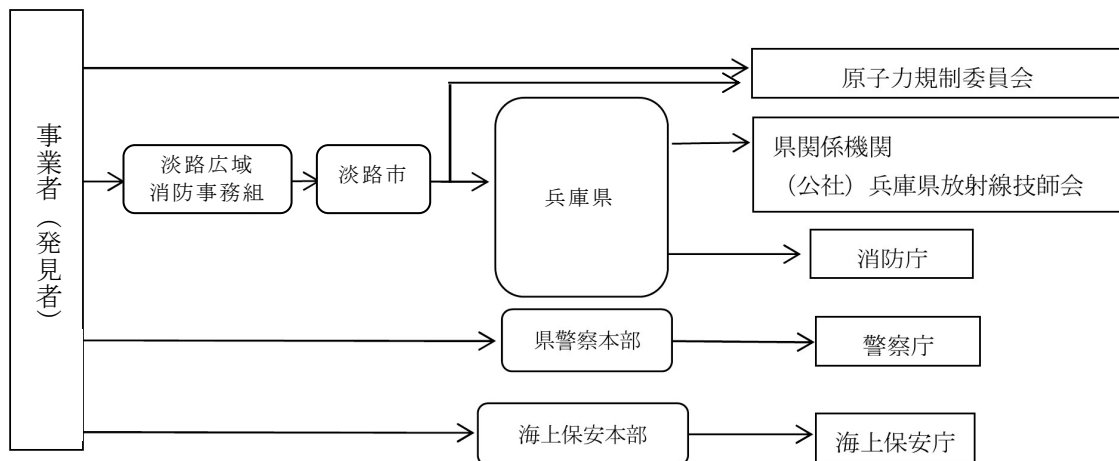
(1) 発見者

放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質を発見した者（鉄鋼関連事業者等）は、直ちに、その旨を淡路広域消防事務組合、県警察本部及び第五管区海上保安本部に通報するとともに、国（原子力規制委員会）へ連絡する。なお、一般発見者の通報先は、淡路広域消防事務組合、県警察本部又は第五管区海上保安本部のいずれかとする。

(2) 通報受領後の対応

市（本部班）は、国、県その他関係機関と相互に密接な連携を図り対応する。

○連絡体制（情報の流れ）



3 災害情報等の収集、報告等

〔実施機関：市（本部班）、ライフライン関係機関〕

(1) 収集の方法

市（本部班）は、対象原子力災害等の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下、この節においては「災害情報」という。）を収集する。

その際、当該対象原子力災害等が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努める。

(2) 報告基準

市（本部班）は、次の種類の対象原子力災害等が発生したときは、県に災害情報等を報告する。

- ① 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの（直接即報基準）
- ② 放射性同位元素等取り扱い事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
- ③ 災害対策本部を設置したもの
- ④ 対象原子力災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要するもの
- ⑤ 対象原子力災害等の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度のもの
- ⑥ ③に定める災害になるおそれのある対象原子力災害等

(3) 報告系統

- ① 市（本部班）は、県（地方本部）に連絡が取れない場合、又は、緊急の場合は、直接県（災害対策本部）に報告する。
- ② 通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理

大臣（窓口：消防庁）に対して直接災害情報等を報告する。ただし、その場合にも市（本部班）は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は、県（災害対策本部）に対して報告する。

③ 直接即報基準に該当する場合は、県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

④ 市は、淡路広域消防事務組合への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告する。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨を県にも後で報告する。

(4) 報告手段

① 災害情報等の報告を行う機関は、災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災端末に情報を入力する。

② 市（本部班）は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報等を取りまとめ、フェニックス防災端末に入力する。

③ 災害情報等の報告を行う機関は、必要に応じて有線若しくは無線電話又はファクシミリなども活用する。

④ 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、警察無線等の無線通信施設等を利用する。

必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。

⑤ 全ての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽して伝達するよう努める。

(5) 報告内容

市（本部班）は、県（地方本部）に連絡が取れない場合、又は緊急の場合は、直接県（災害対策本部）に報告する。

① 緊急報告

第一報は、次の内容を報告する。

ア 市

報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行う。

イ ライフライン機関

ライフライン機関は、供給等に支障を来した場合、下記の項目について速やかに県にその状況を通報する。

(ア) 電話回線の障害状況

(イ) 交通機関の運行状況及び施設の被災状況（船舶）

(ウ) 電力の供給状況

(エ) 都市ガスの供給状況

(オ) 水道の供給状況

② 災害概況即報

市（本部班）は、報告すべき対象原子力災害等を覚知したときは、直ちに第一報

を県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、対象原子力災害等の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から、逐次、県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告する。

特に、対象原子力災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告する。

対象原子力災害等の規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できる何らかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行う。

③ 被害状況即報

市（本部班）は、被害状況に関する情報を収集し、〔被害状況即報〕の様式により県（災害対策本部、地方本部経由）に報告する。

また、内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時県に報告する。

④ 災害確定報告

市（本部班）は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行う。

⑤ その他

本計画に定めるほか、対象原子力災害等に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う。

⑥ 被害調査報告

市における被害状況及び応急対策実施状況の収集並びに応急対策の指示伝達は、次のとおりである。

■調査事項・担当・報告先一覧

調査事項	調査担当	報告先
災害即報	市（各班）	市（本部班）→県事務局
ライフライン被害・復旧状況	西日本電信電話(株)、関西電力(株)、関西電力送配電(株)	県事務局、市（本部班）
人的被害	行方不明者 死者・負傷者	市（本部班）→県地方本部事務局
住家被害	市（家屋調査班）	市（本部班）→県地方本部事務局
火災による被害	淡路広域消防事務組合	
避難所開設状況	市（総務班、現地対策部）	県地方本部事務局
社会福祉施設等の被害	市（福祉・救護班）	県民局洲本健康福祉事務所
医療施設・感染症施設被害	各医療機関	県民局洲本健康福祉事務所
商工業被害	商工会、各事業所・関係団体	県産業政策課 市（商工・農林水産班）
農林水産被害	市（商工・農林水産班）	県民局洲本農林水産振興事務所

調査事項	調査担当	報告先
道路の不通 状況	市道	市（建設班、現地対策部）
	その他	各道路管理者
災害全般	淡路警察署	県民局洲本土木事務所 県道路保全課、市（建設班） 県災害対策課、市（本部班）

⑦ 支援要請

市における支援要請は、以下に示すとおりである。

■ 県への要請事項・担当・要請先一覧

要請事項	要請元	要請先
自衛隊派遣・各種支援要請	市（本部班）	県地方本部
海上輸送の要請	市（本部班）	県地方本部事務局
航空輸送の要請	市（本部班）	県地方本部事務局
陸上自動車輸送の斡旋	市（本部班）	県地方本部事務局
放送要請	市（企画情報班）	県地方本部事務局
緊急警報放送要請	市（企画情報班）	県地方本部事務局
報道要請	市（企画情報班）	県地方本部事務局
消防・救急応援	淡路広域消防事務組合	県災害対策本部事務局
ヘリの出動	市（各班）	市（本部班） → 県地方本部事務局
災害救援専門ボランティアの派遣	市（各班）	市（福祉・救護班） → 県地方本部事務局
医療関係者の派遣	市（福祉・救護班）	県地域保健医療情報センター
患者受入医療機関の斡旋	各医療機関 市（福祉・救護班）	県地域保健医療情報センター
ヘリによる患者搬送	各医療機関	淡路広域消防事務組合 → 県事務局
船艇による患者搬送	各医療機関	県地域保健医療情報センター
建設資機材等の斡旋	市（各班）	市（建設班）→ 県事務局
警察官の協力要請	市（各班）	市（本部班）→ 淡路警察署
救助用建設資機材	市（建設班）	県事務局

4 対象原子力災害等発生時などの通信手段の確保

〔実施機関：市（本部班）、ライフライン関係機関〕

(1) 通信機能の確保

市（本部班）及び防災関係機関は、所管の情報収集・伝達手段の機能を確認し、防災関係者間の通信及び市民等への広報手段を確保する。なお、停電、機器の破損等の支障が生じた場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話・FAX	災害対策本部・現地対策部・防災関係機関との連絡
	災害時優先電話	
有線 無線	兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）	災害対策本部～現地対策部・淡路広域消防事務組合・県・近隣市町・防災関係機関
無線	兵庫県防災行政無線	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関
	市防災行政無線（固定系）	災害対策本部～市民・避難所
	市防災行政無線（移動系） 消防無線	災害対策本部～現場職員・消防隊・消防団
	孤立防止用無線	孤立防止用無線設置地区～外部
	携帯電話	災害対策本部～災害現場
	緊急速報メール	災害対策本部～市民等
口頭	広報車	災害対策本部～市民等

(2) 通信設備・情報の管理

市（本部班）及び防災関係機関は、無線機等の管理、災害時優先電話への専従者の配置等により、情報を一元管理する。

(3) 代替通信手段の確保

市（本部班）は、市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替通信手段を確保する。

① 非常・緊急通話の利用

災害時優先電話により、市外局番なしの「102」をダイヤルし、NTTのオペレーターに非常・緊急通話の利用を申し込む。

② アマチュア無線の協力要請

市内アマチュア無線クラブに、無線通信による通信協力を要請する。

③ 非常無線通信協議会への要請

兵庫地区非常通信協議会の非常通信経路計画で選定された受付局に、非常通報の発信（伝送）を依頼する。

ア 通報内容

- (ア) 人命の救助、遭難者に救助に関するもの
- (イ) 犯罪、交通規制など秩序の維持に関するもの
- (ウ) 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
- (エ) 道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の調達、運搬要因の確保などに関するもの
- (オ) その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関すること等災害に関係して緊急措置を要するもの

イ 設置機関

- (ア) 警察通信設備
- (イ) 海上保安庁通信設備
- (ウ) 国土交通省通信設備
- (エ) 気象庁通信設備
- (オ) 法務省無線通信設備
- (カ) N T T ㈱無線通信設備
- (キ) 県無線通信設備
- (ク) 市無線通信設備（消防無線を含む。）
- (ケ) 高速道路会社無線通信設備
- (コ) 関西電力送配電㈱通信設備
- (カ) K D D I ㈱無線通信設備
- (シ) 日本通運㈱無線通信設備
- (ス) 各漁業無線
- (セ) アマチュア無線局
- (ソ) N H K、各民放、新聞社の無線通信設備
- (タ) 各タクシー会社の無線通信設備

資 料

- 3-3 淡路市防災行政無線の整備状況
- 3-4 淡路市災害対策本部等緊急時連絡網
- 3-5 関係機関の通信窓口一覧表
- 3-6 火災・災害等即報要領
- 15-3 応急対策の実施状況の報告様式
- 15-4 参集途上における被害状況報告の報告様式
- 15-5 災害発生時電話受付記入票の様式
- 15-6 災害確定報告の様式
- 15-7 災害即報報告（被害状況報告書）の様式
- 15-8 災害即報報告（被害状況について）の様式
- 15-9 人的被害調書の様式
- 15-10 被害状況調書の様式
- 15-11 被災者台帳の様式
- 15-12 被害調査 調査員名簿の様式

第4 防災関係機関等との連携促進

項目	実施担当	関係機関
1. 関係機関との連携	本部班、総務班、各班	県警察本部、淡路広域消防事務組合、市医師会、医療機関等
2. 自衛隊への派遣要請	本部班	自衛隊

1 関係機関との連携

[実施機関：県警察本部、市（本部班、総務班、各班）、淡路広域消防事務組合、市医師会、医療機関等]

(1) 消防本部の対応

原子力災害発生時の消防力の効果的な運用を図るため、次のとおり活動体制を確立する。

① 重点目標

消防力の効果的な運用を図るため、防御活動の重点目標を次のとおりとする。

- ア 危険物施設に対する防御
- イ 広域避難地に通じる避難路の火災等に対する防御
- ウ 救助・救急
- エ 情報活動
- オ 広報

② 消防活動計画に定める基本的事項

原子力災害に対処するため、消防活動計画に定める基本的事項を次のとおりとする。

- ア 市原子力災害対策本部との業務分担に関する事項
- イ 淡路広域消防事務組合・消防団の業務分担に関する事項
- ウ 職員の動員と編成・配置
- エ 通信網の確保に関する措置
- オ 情報収集等に関する体制
- カ 市原子力災害対策本部との連絡等に関する事項
- キ 淡路警察署をはじめ関係機関との連絡等に関する事項
- ク 重点防御に関する方針
 - (ア) 避難路の防御に対する措置
 - (イ) 救助・救急に関する措置
- ケ 広報に関する措置

(2) 市の対応

① 県への応援要請

市長は、対象原子力災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請又は斡旋の要請を行う（災害対策基本法第68条）。

また、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関、特定公共機関、他の市町村若しくは特定地方公共機関の職員の派遣について斡旋を求める。（災害対策基本法第30条第1項及び第2項）

② 指定地方行政機関への応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関若しくは特定公共機関の長に対し、職員の派遣を要請する。（災害対策基本法第29条第2項）

③ 他市町村への応援要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求める。（災害対策基本法第67条）

また、災害相互応援協定先に各種応援を要請する。

④ 応援の受入れ

市（総務班）は、各部局からの応援要請に基づき応援隊を配分する。市（各班）は、応援隊の案内用の職員又は地図等の情報を提供する。

2 自衛隊への派遣要請

〔実施機関：市（本部班）、自衛隊〕

対象原子力災害等に係る自衛隊への派遣要請については、地域防災計画・風水害等編の「自衛隊への派遣要請」を適用する。

資 料

4-1 災害時応援協定一覧表

15-13 災害応急対策業務要請書の様式

15-17 自衛隊の災害部隊撤収要請依頼書の様式

第5 専門家への協力要請

項目	実施担当	関係機関
1. 県への要請	本部班	
2. 経費の負担	本部班	

1 県への要請

〔実施機関：市（本部班）〕

市（本部班）は、対象原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあり、必要があると認めるときは、県に対して、専門家・専門機関等の助言等の協力を要請する。

（要請事項の例）

- (1) 情報の収集・伝達（事故等の状況、事態の推移の見通しの把握）
- (2) 動員、組織の設置（対策を講ずるべき項目の選定）
- (3) 緊急時モニタリング（緊急時モニタリング結果の評価）
- (4) 各種相談（放射性物質又は放射線に係る相談への回答）
- (5) 避難対策（予測線量の算出、避難対策の実施の是非）
- (6) 原子力災害医療対策（放射線被ばく、放射能汚染に係る医療措置）
- (7) 消火活動（職員の被ばく防護、消火手法）
- (8) 飲料水等の摂取制限等（摂取制限等の実施の是非）
- (9) 放射性物質による汚染の除去（事業者による除去及び除染作業の確認）
- (10) 環境放射線モニタリング（モニタリング結果の評価）
- (11) 各種制限措置の解除（各種制限措置の解除の是非、安全宣言の是非）
- (12) 心身の健康相談（放射性物質又は放射線に係る相談への回答）

2 経費の負担

〔実施機関：市（本部班）〕

専門家・専門機関等の派遣等に要した経費は、県と協議の上、負担する。

第3節

円滑な災害応急活動の展開

第1 災害情報等の提供と相談活動の実施

項目	実施担当	関係機関
1. 災害広報の実施	本部班、企画情報班、総務班	指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
2. 各種相談の実施	本部班、企画情報班、総務班	指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関

1 災害広報の実施

〔実施機関：市（本部班、企画情報班、総務班）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関〕

(1) 留意事項

核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害時においては、次の事項に留意して広報を行う。なお、その他の対象原子力災害等にあっても、以下に準じて対応する。

- ① 原子力災害対策本部、現地対策本部、指定行政機関、指定公共機関、市及び原子力事業者は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し、対象原子力災害等の状況、安否情報、医療機関などの情報、農林畜水産物の安全性の確認の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、民心の安定及び高齢者、障がい者、外国人、乳幼児その他の災害時要援護者（要配慮者）及び一時滞在者等に配慮した伝達を行う。
- ② 関係機関は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で、情報の公表、広報活動を行う。なお、核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害以外の対象原子力災害等が発生した場合は、原子力災害合同対策協議会は設置されないが、関係機関間で十分に内容を確認する。ただし、県外原子力災害等事案が発生した場合にあっては、関係省庁、関係府県等から収集した情報及び必要に応じ実施される県内におけるモニタリング結果等に基づき、専門家の意見を踏まえ、県内への影響について、迅速かつ的確な広報を実施する。

(2) 広報

市及び関係機関は次の措置を講じる。

① 対象原子力災害等発生時などの広報体制

ア 災害広報責任者

市（本部班）は、対象原子力災害等発生時などに、危機管理部長を災害広報責任者とし、情報の一元化を図る。

- イ 広報班の設置
 - (ア) 災害対策本部事務局に広報班を置き、広報資料の作成等を統括する。
 - (イ) 迅速かつ的確に災害情報を報道機関、市民へ提供する。
 - (ウ) 各部局の広報主任は、それぞれの部局に関する広報資料の作成等を行う。
- ② 広報の実施
 - ア 放送・報道機関との連携
 - (ア) 災害情報や市の応急対策等について、その都度速やかに各報道機関に発表するよう努める。
 - (イ) 記者発表は原則として、災害広報責任者が行い、定例化を図る。
 - (ウ) 災害プレスセンターの設置、確保を図るなどの方策を講じる。
 - (エ) 必要に応じ、放送の要請を行う。
 - イ 市民に対する広報
 - (ア) 市民や被災者に対し、報道機関を通じて必要な情報や注意事項及び県の対策などの周知徹底を図るとともに、特にテレビ・ラジオの効果的な活用を図る。
 - (イ) 定期又は臨時の広報誌(紙)、ひょうご防災ネット等の自主広報媒体を活用し、災害情報の提供を図る。
 - (ウ) 被災市町、ライフライン機関、関係機関等からの情報を収集し、報道機関に対して継続的かつ的確な情報の提供を行う災害情報センター機能を災害対策本部内に設置する。
- ③ 避難所等への情報提供
 - 市(企画情報班)は、避難所等に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。
 - ア 情報提供ルート… 避難所巡回員等
 - イ 伝達手段…………… 掲示板、広報資料、広報誌(紙)、ひょうご防災ネット、電話、ファクシミリ等
- ④ 障がい者・高齢者等に対する情報提供
 - 障がい者・高齢者等災害時要援護者(要配慮者)に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。
 - ア 情報提供ルート… 福祉ボランティア等
 - イ 伝達手段…………… 広報資料、広報誌(紙)、文字放送、ひょうご防災ネット、ファクシミリ(音声応答)、インターネット等
- ⑤ 外国人に対する情報提供
 - 市(企画情報班)は、外国人に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図るとともに、主な広報資料の外国語訳を行い、情報を提供する。
 - ア 情報提供ルート… 外国人団体、ボランティア団体、外国人県民相談窓口との連携等
 - イ 伝達手段…………… 広報誌(紙)、電話、ファクシミリ、インターネット等
また、ラジオ放送等を通じた外国語放送による情報提供に努める。
- ⑥ 広報に当たっての留意点
 - ア 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特

殊性に配慮し、住民等に対する広報を迅速かつ的確に行う。

イ 住民等への情報提供に当たっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

2 各種相談の実施

〔実施機関：市（本部班、企画情報班、総務班）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関〕

(1) 市の相談活動

市（本部班、企画情報班、総務班）は、被災者のための相談窓口を設け、市民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決を図る。

(2) 安否確認等の窓口の設置

航空運送事業者、鉄道事業者又は道路管理者並びに空港管理者、消防機関、淡路警察署、市（本部班、企画情報班、総務班）は、相互に安否確認等に関する情報を共有するとともに、被災者の家族等の詰所を設けて、必要に応じ、安否確認等の情報を提供する。

資 料

- 3-2 J - A L E R T 同報無線自動起動による防災行政無線放送標準メッセージ
15-33 相談連絡票の様式

第2 モニタリング活動の実施

項目	実施担当	関係機関
1. 事業所外運搬災害等の場合	本部班、消防団班	淡路広域消防事務組合、第五管区海上保安本部、関連事業者
2. 不法廃棄等事案の場合	本部班、消防団班	第五管区海上保安本部、関連事業者

1 事業所外運搬災害等の場合

[実施機関：市（本部班、消防団班）、淡路広域消防事務組合、第五管区海上保安本部、関連事業者]

(1) 核燃料物質等の事業所外運搬の場合

① 原子力事業者等の措置

原子力事業者等は、空間放射線量率、大気中及び環境試料中の放射能濃度等の測定を継続的に実施し、その結果を市、国、県等に定期的に連絡する。原子力緊急事態宣言が行われた後においては、国の現地対策本部にも連絡する。

② 淡路広域消防事務組合の措置

事故等の通報を受け出動した淡路広域消防事務組合は、放射線量の測定を実施した場合は、その結果を市、県等に連絡する。

③ 第五管区海上保安本部の措置

第五管区海上保安本部は、海上における緊急時モニタリングに関し、知事が第五管区海上保安本部長に対し要請を行ったときは、巡視船艇を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び資機材を搭載し、モニタリングのための海上行動に関し必要な支援をする。

④ 実施内容

ア 各主体が行う緊急時モニタリングの実施地域、地点、分析項目、頻度、試料品目、分析核種については、国、専門家等の指導・助言のもと、各主体が連絡を密にし、役割に応じて決定する。

イ 想定される試料を例示すると次のとおりである。

飲料水、牛乳・乳製品、野菜類、穀類、肉、卵、魚その他必要と認められる試料

(2) 放射性同位元素等の事業所外運搬の場合

① 放射性同位元素取扱事業者等の措置

放射性同位元素取扱事業者等は、放射線障害を防止するために必要な措置として、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定し、その結果を市、県、消防本部等に連絡する。

② その他の機関の措置

ア 「核燃料物質等の事業所外運搬の場合」を準用する。

2 不法廃棄等事案の場合

〔実施機関：市（本部班、消防団班）、第五管区海上保安本部、関連事業者〕

「1 事業所外運搬災害等の場合」を準用する。

第3 屋内退避等の実施

項目	実施担当	関係機関
1. 屋内退避の準備	本部班	
2. 屋内退避の実施	本部班	
3. 避難・一時移転の実施	本部班、福祉・救護班	
4. 避難退域時検査の実施	本部班	
5. 避難所の開設・運営等	本部班、総務班、福祉・救護班、生活環境班	
6. 広域一時滞在	本部班	

1 屋内退避の準備

〔実施機関：本部班〕

市（本部班）は、国からの指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、住民等に対し、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

2 屋内退避の実施

〔実施機関：本部班〕

(1) 屋内退避の指示

市（本部班）は、国から屋内退避の指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、第1「1 災害広報の実施」に記載の要領により、速やかに住民に対し広報を行う。

(2) 屋内退避の際の注意事項

市（本部班）は、屋内退避の指示を行う場合には、次の注意事項を併せて周知する。

- ① 屋外にいる人は、自宅や近くの建物の中に入ることを。
- ② 地震による被害や余震により自宅への退避が困難な場合は、コンクリート施設等耐震性の高い建物に避難すること。
- ③ 市からの指示があるまでは外出を控えること。
- ④ ドアや窓を全部閉め、エアコン・換気扇等を止めること。感染症流行下において、自宅等で屋内退避を行う場合にも、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないこと。
- ⑤ 放射性物質放出後に屋外から帰った場合は、放射性物質を洗い流し、着替えた衣類はビニール袋に保管し、他の衣類と区別しておくこと。
- ⑥ 食品にはフタやラップをし、また飲料水を確保するため、ペットボトル等に水を入れ、密閉しておくこと。
- ⑦ テレビ・ラジオ・防災行政無線等による行政機関からの指示などに注意すること。
- ⑧ 感染症流行下において、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、

密集を避け、極力分散して退避すること。

3 避難・一時移転の実施

〔実施機関：本部班、福祉・救護班〕

(1) 避難・一時移転実施の判断

市（本部班）は、国からの指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、O I Lの基準に基づき住民の避難・一時移転を実施する。

また、原子力災害により屋内退避を実施する際に、自然災害が発生し、住宅等の浸水や倒壊等により命の危険が生じるおそれがある場合には、立退きにより自然災害に対する安全を確保し、指定避難所等へ避難し、原子力災害に対する安全を確保することが必要である。

さらに、感染症流行下において、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施することが必要である。

【O I Lによる避難・一時移転の判断基準】

基準	防護措置	防護措置の内容
O I L 1 (初期設定値：地上1 m で計測した場合の空 間放射線量率が 500 μ Sv/h)	避難	空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。 数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施。
O I L 2 (初期設定値：地上1 m で計測した場合の空 間放射線量率が 20 μ Sv/h)	一時移転	緊急の避難が必要な場合と比較して放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間当該地域から離れるため実施するもの。 1日内を目途に区域を特定し、一週間程度内に実施。

(2) 避難のための立退き等の指示

① 実施責任機関

避難のための立退き等の指示の実施責任機関は次のとおりとする。

【避難のための立退き等の指示の実施責任機関】

災害	種別	実施機関	法令
ア 核燃料物質等に係る事業所外運搬災害等	(ア) 避難のための立退き又は屋内への退避の指示	市長	災害対策基本法第60条第1項 災害対策基本法第60条第3項

災害	種別	実施機関	法令
	(イ) 避難のための立退き又は屋内への退避の指示	市長	災害対策基本法第60条第1項 災害対策基本法第60条第3項
		警察官	警察官職務執行法第4条第1項 災害対策基本法第61条第1項
		自衛官	自衛隊法第94条第1項
		海上保安官	災害対策基本法第61条第1項
イ その他の対象原子力災害等	(ア) 避難のための立退きの指示	市長	災害対策基本法第60条第1項
		警察官	警察官職務執行法第4条第1項 災害対策基本法第61条第1項
		自衛官	自衛隊法第94条第1項
		海上保安官	災害対策基本法第61条第1項

② 避難等のための指示

ア 市長

(ア) 市長は、内閣総理大臣の指示があったときは、指示内容に基づき、屋内退避等の区分に応じた措置をとる。

(イ) その他の場合にあつては、市長は、事業者等が行う緊急時モニタリング結果等に基づき、被害予想地区の住民に対し、屋内退避等の区分に応じた措置をとる。

イ 警察官又は海上保安官

警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要求のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。(災害対策基本法第61条第1項)

ウ 自衛官

災害派遣を命じられた自衛官は、警察官がその場に居ない場合に限り、天災等により危険な事態がある場合において、その場に居合わせた者等に必要な警告を發し、特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けさせるために必要な限度で避難させる。(自衛隊法第94条第1項)

エ 避難指示の内容

市長等は、避難指示を行う際、次に掲げる事項を傳達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

(ア) 避難指示が出された地域名

(イ) 避難経路及び避難先

(ウ) 避難時の服装、携行品

(エ) 避難行動における注意事項

(3) 警戒区域の設定

① 警戒区域の設定の実施責任機関

原則として、市民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法に基づき、消防活動のための警戒区域の設定は消防法に基づいて行う。

【警戒区域の設定の実施責任機関】

災害	実施機関	法令
ア 災害全般について	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員	災害対策基本法第 63 条第 1 項
	警察官	災害対策基本法第 63 条第 2 項
	海上保安官	災害対策基本法第 63 条第 2 項
	自衛官	災害対策基本法第 63 条第 3 項
イ 火災・水災以外の災害について	消防吏員・消防団員	消防法第 28 条
	警察官	消防法第 28 条

② 警戒区域の設定基準（災害全般）

ア 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。（災害対策基本法第 63 条第 1 項）

イ 消防吏員は、消防活動を十分に行うため必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。（消防法第 28 条）

ウ 警察官又は海上保安官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）が現場に居ないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。（災害対策基本法第 63 条第 2 項）

エ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、市長その他その職権を行うことができる者がその場に居ない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。（災害対策基本法第 63 条第 3 項）

③ 規制の内容及び実施方法

ア 市長等は、警戒区域を設定したときは、立入制限、禁止又は退去の措置を講じる。

イ 市長等は、市民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(4) 避難指示の伝達方法

市長は、直ちに、同時通報用無線、広報車等による広報、消防車両等による広報、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力により周知徹底を図る。

■避難指示に係る広報文例

こちらは淡路市です。

○時○○分頃、○○道路○○付近において核燃料物質を輸送中の車両に事故が発生しました。今後、この地域では放射能による汚染が予想されますので、○○地区の住民は直ちに屋内に退避（コンクリート屋内へ退避、○○地区へ避難）してください。

(5) 避難誘導

- ① 市（本部班）は、消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平時から避難経路の安全性の向上に努める。
- ② 市（福祉・救護班）は、あらかじめ名簿等により災害時要援護者（要配慮者）の所在を把握しておき、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。
- ③ 市民は、あらかじめ自らの地域の避難所と避難経路を把握しておく。
- ④ 市民は、予定していた避難所への到達が困難なときは、近くの公園等に一時的に避難し、安全を確認してから、避難所へ向かう。
- ⑤ 市（本部班）は、避難に自家用車を使用しないよう指導する。
- ⑥ 第五管区海上保安本部は、船舶に対して、関係機関と協力し、安全な海域への避難誘導を行う。

4 避難退域時検査の実施

〔実施機関：本部班〕

市（本部班）は、住民が避難・一時移転することとなった場合、汚染程度の把握、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のため、避難退域時検査の実施及び避難退域時検査の結果に応じた除染を行う。

(1) 避難退域時検査場所の開設

市（本部班）は、次の要件を満たす場所に避難退域時検査場所を開設する。

- ① 住民が避難所等まで移動する経路に面する場所又はその周辺であること。
- ② 検査場所から避難所等までの移動が容易であること。
- ③ 検査及び簡易除染の実施に必要な面積が確保できる敷地であること。
- ④ 資機材の緊急配備、要員の参集が容易であること。

(2) 避難退域時検査場所の運営

市（本部班）は、国や原子力事業者と協力して、避難退域時検査場所の開設・運営を行う。

避難退域時検査の開設・運営に当たっては、指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）、（公財）高輝度光科学研究センター、（公社）兵庫県放射線技師会の支援を得る。

感染症流行下においては、バックグラウンド値等に配慮しつつ、テント運営等により屋外での実施が可能な会場や十分に換気が可能な会場を優先して選定する、検査等の順番を待つ住民が待合スペース等に滞留しないようにするなど、3つの密を避ける。

(3) 避難退域時検査及び簡易除染の実施方法

市（本部班）は、「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」（原子力規制庁）により、避難退域時検査及び簡易除染を実施する。

【避難退域時検査における除染基準】

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の内容
O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線：40,000cpm	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
		β 線：13,000cpm 【1ヶ月後の値】	

5 避難所の開設・運営等

〔実施機関：本部班、総務班、福祉・救護班、生活環境班〕

(1) 対象者

災害によって現に被害を受けた者又は被害を受けるおそれがある者等

(2) 避難所の指定

市（本部班、総務班）は、収容能力、避難経路、避難に要する時間等を勘案の上、避難所を指定する。

避難所を指定する順位は、原則として次のとおりとし、コンクリート建物を使用するよう努める。

- ① 会館等の公共施設
- ② 公民館
- ③ 公立小、中学校
- ④ 保育所、幼稚園
- ⑤ その他の民間の施設
- ⑥ 公園

なお、市（総務班）は、当該地域の避難所について、標識、案内板、防災マップ等により市民に周知徹底を図る。また、学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意する。指定に当たっては、教育部と市本部事務局は十分協議する。

(3) 設置期間

市（本部班）は、放射性物質による汚染の状況等を勘案の上、国、県等と協議して設置期間を定める。

(4) 避難所の運営

① 市（総務班）は、避難所ごとの担当職員を定めるなど、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、「淡路市避難所開設・運営マニュアル（令和3年3月）」に基づき、町内会長、自主防災組織等とも連携して、円滑な運営に努める。

② 災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に該当する災害であって県教育委員会が指定する極めて重大な災害時において学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運營業務に従事できることとし、この期間は7日

以内を原則とする。

ア 施設等開放区域の明示

イ 避難者誘導・避難者名簿の作成

ウ 情報連絡活動

エ 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配

オ ボランティアの受入れ

カ 炊き出しへの協力

キ 避難所運営組織づくりへの協力

ク 重傷者への対応

③ 自主防災組織等は、避難所の運営に対して、市に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保する。

④ 市（総務班）は、避難所の運営について、管理責任者の権限を明確にする。

⑤ 市（総務班）は、ボランティア活動について、ボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。

⑥ 市（総務班）は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊き出し等を行う。

⑦ 市（総務班）は、必要により、県警察本部と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施する。

⑧ 市（総務班）は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努める。

(5) 保健・衛生対策

① 救護班等の活動

市（福祉・救護班）は、現地医療機関だけで対応できない場合を想定して、救護所の設置予定場所を特定し、救護班は救護所を拠点に巡回活動も行う。

② 保健活動の実施

市（福祉・救護班）は、県（洲本健康福祉事務所）と医師会等関係機関と連携を図り、医師、保健師、栄養士等による健康相談や栄養相談等を実施する。

（→風水害等対策計画「健康対策の実施」の項を参照）

③ 仮設トイレの確保

市（生活環境班）は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理する。その確保が困難な場合、民間業者の斡旋や自衛隊への協力等について、県に要請する。

④ 入浴、洗濯対策

市（福祉・救護班）は、仮設風呂や洗濯機を設置管理する。その確保が困難な場合、民間業者の斡旋や自衛隊への協力等について、県に要請する。

(6) 宿泊施設、社会福祉施設等の活用

① 市（総務班）は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設等の2次的避難所、ホームステイ等の紹介、斡旋を行う。

② 市（福祉・救護班）は、災害時要援護者（要配慮者）のうち、援護の必要性の高

い者について、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを促進する。

6 広域一時滞在

〔実施機関：本部班〕

(1) 県内における広域避難

市（本部班）は、県内他市町域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入れを協議する。

協議を受けた市町は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

県は、市町域を超える避難が必要と認められるときは、各市町の受入能力（施設数、施設概要等）を把握し、広域一時滞在の調整を行う。

(2) 県外への広域一時滞在

市（本部班）は、他の都道府県への広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れを協議するよう求める。

県は、他の都道府県への広域一時滞在の必要があると認めるときは、関西広域連合に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、広域一時滞在の協議先とすべき都道府県の調整を求める。

資 料

7-1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

7-2 広域避難地・一次避難地一覧表

15-22 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保発令状況一覧の様式

15-23 避難状況の報告様式

15-24 避難者名簿の様式

15-25 避難者収容記録簿の様式

15-26 避難者集計表の様式

15-27 避難所日誌の様式

15-28 避難所一覧集計用紙の様式

15-29 物資等依頼票・対応票の様式

第4 災害時要援護者（要配慮者）支援対策の実施

項目	実施担当	関係機関
1. 災害時要援護者（要配慮者）支援対策班の設置	福祉・救護班	
2. 情報提供	福祉・救護班	市社会福祉協議会、NPO・ボランティア等
3. 避難対策	福祉・救護班	自主防災組織、民生委員、児童委員、社会福祉施設等の管理者等
4. 生活支援	福祉・救護班	市社会福祉協議会、NPO・ボランティア等
5. その他	福祉・救護班	

1 災害時要援護者（要配慮者）支援対策班の設置

〔実施機関：市（福祉・救護班）〕

市（福祉・救護班）は、災害対策本部が設置された場合、災害時要援護者（要配慮者）対策の実施状況の把握や関係機関等の支援を行うために、関係課室の職員から構成される「災害時要援護者（要配慮者）支援対策班」を災害対策本部に設置する。

2 情報提供

〔実施機関：市（福祉・救護班）、市社会福祉協議会、NPO・ボランティア等〕

(1) 市（福祉・救護班）は、県等と協力し、高齢者・障がい者等災害時要援護者（要配慮者）に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

① 情報伝達ルート：市、県・市社会福祉協議会、福祉ボランティア等

② 伝達手段：防災行政無線（同報系）、ひょうご防災ネット、広報資料、広報誌（紙）、文字放送、ファクシミリ、インターネット等（「災害広報の実施」の項を参照）

(2) 市（福祉・救護班）は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障がい者に対し、必要に応じ、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等を派遣する。

3 避難対策

〔実施機関：市（福祉・救護班）、自主防災組織、民生委員、児童委員、社会福祉施設等の管理者等〕

市（福祉・救護班）は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要

支援者名簿を効果的に利用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者や支援団体を通じて災害時要援護者（避難行動要支援者）の救助、避難誘導を迅速・的確に行う。

- (1) 市（福祉・救護班）は、名簿等の活用により居宅に取り残された要援護者の迅速な発見を行う。
- (2) 市（福祉・救護班）は、自主防災組織、民生委員、児童委員等地域住民の協力による災害時要援護者（避難行動要支援者）の避難誘導が行われるよう努める。
- (3) 社会福祉施設等の管理者等は、地域近隣住民の協力を求め、迅速な避難等に努める。
- (4) 市（福祉・救護班）は、避難所等において要援護者の把握とニーズ調査を行う。
- (5) 市（福祉・救護班）は、援護の必要性の高い者について、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進め、緊急に施設で保護する必要がある者に対しては、一時入所等の措置を講じる。（「避難対策の実施」の項を参照）

4 生活支援

〔実施機関：市（福祉・救護班）、市社会福祉協議会、NPO・ボランティア等〕

市（福祉・救護班）は、以下に示す生活支援を行う。

- (1) おむつやポータブル便器等生活必需品に配慮する。
- (2) 粉ミルク、やわらかい食品等食事内容に配慮する。
- (3) 手話通訳者やボランティア等の協力による生活支援を行う。
- (4) 巡回健康相談、戸別訪問指導や栄養相談等の重点的实施を行う。
- (5) 福祉サービスが必要な独居高齢者や障がい者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問介護員の派遣等、きめ細かな対応に努める。その際、避難所においても介護保険サービスの利用が可能であることを留意する。
- (6) 要介護高齢者や妊産婦、障がい者等が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努める。

5 その他

〔実施機関：市（福祉・救護班）〕

- (1) 市（福祉・救護班）は、社会福祉施設の被害状況調査を行う。
- (2) 市（福祉・救護班）は、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置する。

資 料

10-1 災害時要援護者（要配慮者）関連施設区分

第5 交通の確保対策の実施

項目	実施担当	関係機関
1. 被災情報及び交通情報の収集	建設班	道路管理者、淡路警察署、 第五管区海上保安本部
2. 陸上交通の確保	建設班	道路管理者、淡路警察署、 第五管区海上保安本部
3. 海上交通の確保	建設班	道路管理者、淡路警察署、 第五管区海上保安本部

1 被災情報及び交通情報の収集

〔実施機関：市（建設班）、道路管理者、淡路警察署、第五管区海上保安本部〕

- (1) 対象原子力災害等発生後、道路管理者及び淡路警察署は緊密に連携し、それぞれ所管する道路又は地域について、被災状況等を把握し、通行の禁止又は制限に関する情報収集に努める。
- (2) 道路管理者及び淡路警察署は、市の防災情報ネットワークや電力・ガス・通信企業等民間のセキュリティシステム等を利用して幅広い情報収集に努める。
- (3) 淡路警察署は、現場周辺の警察官、関係機関等からの情報収集に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 陸上交通の確保

〔実施機関：市（建設班）、道路管理者、淡路警察署、第五管区海上保安本部〕

道路管理者及び淡路警察署は、把握した被災状況等に基づき、直ちに通行禁止等の措置をとる。

(1) 道路法（第46条）に基づく応急対策

道路管理者は、対象原子力災害等の発生により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

(2) 被災区域への流入抑制

淡路警察署は、原子力災害発生直後において、優先的に避難路及び緊急交通路の確保を図る。

また、交通の混乱防止と避難路及び緊急交通路を確保するため、関係機関と緊密に連携して、被災地周辺を含めた広域的な交通規制を実施する。

なお、その他の対象原子力災害等の場合においては、必要により迅速に災害対策基本法又は道路交通法に基づく交通規制を実施する。

(3) 原災法に基づく交通規制

被害の拡大を防止し、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策が的確かつ円滑に行われるように、県公安委員会は、原災法第28条第2項により読み替えて適用される災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制を迅速に実施する。

① 警察官等の措置命令及び措置(原災法第28条第2項により読み替えて適用される災害対策基本法第76条の3)

ア 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、車両その他の物件の移動その他必要な措置をとることを命じ、又は警察官自ら当該措置をとることができる。

イ アの措置命令及び措置は、自衛官又は消防吏員がその職務を執行するに当たって、警察官がその場に居ない場合に限り、自衛官又は消防吏員に準用する。

ウ 自衛官又は消防吏員が警察官の権限を行った場合は、その旨を淡路警察署長に通知しなければならない。

② 迂回路対策

ア 淡路警察署は、公安委員会が原災法第28条第2項により読み替えて適用される災害対策基本法第76条に基づき幹線道路等の通行禁止等を実施する場合、必要に応じて迂回路を設定し、迂回誘導のための交通要点に警察官等を配置する。

イ 淡路警察署は、迂回路について安全対策のために必要と認められるとき、大型車の通行禁止や速度規制等の交通規制を実施するほか、危険箇所がある場合は、道路管理者と連携し必要な表示を行う等所要の措置を講じる。

③ 広報活動

ア 道路管理者は、一般車両が被災地域に流入することにより交通渋滞に拍車をかけ、緊急通行車両の通行の障害となることを避けるため、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、ドライバーをはじめ広く市民に周知する。

イ 道路管理者は、ドライバー等への広報に当たり、警察車両等による広報、テレビ、ラジオ、立看板、横断幕、情報板及び現場警察官等による広報等あらゆる広報媒体を活用するとともに、機動的に情報提供を行うため、サインカーの整備・活用を図る。

(4) 道路の応急復旧作業

① 道路啓開の実施

ア 道路管理者は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施する。

イ 道路管理者は、被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送(交通)路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努める。

② 応急復旧業務に係る建設業者等の運用

道路管理者は、建設業組合と連携・協力し、対象原子力災害等発生時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。

3 海上交通の確保

〔実施機関：市（建設班）、道路管理者、淡路警察署、第五管区海上保安本部〕

- (1) 第五管区海上保安本部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ船舶の交通を制限し、又は禁止する。
- (2) 第五管区海上保安本部は、事故の状況に応じて、通行船舶に対し航行制限、航泊禁止等の措置を講じる。

資 料

- 8-2 緊急交通路一覧表
- 8-3 緊急輸送道路一覧表

第6 医療及び健康相談の実施

項目	実施担当	関係機関
1. 住民等を対象とする健康相談等の実施	福祉・救護班	県民局洲本健康福祉事務所
2. 相談窓口の設置	福祉・救護班	県民局洲本健康福祉事務所
3. 医療救護活動の実施	福祉・救護班	県民局洲本健康福祉事務所

1 住民等を対象とする健康相談等の実施

〔実施機関：市（福祉・救護班）、県民局洲本健康福祉事務所〕

市（福祉・救護班）は、県、国、指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）等と連携し、避難所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）を実施する。

また、必要に応じて、放射性物質による表面汚染等に関する検査（放射線サーベイ検査）を実施する。

2 相談窓口の設置

〔実施機関：市（福祉・救護班）、県民局洲本健康福祉事務所〕

市（福祉・救護班）は、県と協力し、健康福祉事務所等に住民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置する。また、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談を実施する。

3 医療救護活動の実施

〔実施機関：市（福祉・救護班）、県民局洲本健康福祉事務所〕

(1) 汚染状況の検査及び除染等

市（福祉・救護班）は、必要に応じて、住民等を対象に、汚染状況の検査（原子力施設における事故等にあつては、避難退域時検査）、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等の所要の措置を行う。

(2) 専門医療機関への搬送

市（福祉・救護班）は、(1)の簡易な除染で十分に除染できない場合には、患者を原子力災害拠点病院等へ搬送する。また、原子力災害拠点病院で対応できない場合は、原子力災害医療・総合支援センター（広島大学）へ搬送する。

(3) 原子力施設における事故等の場合の対応

市（福祉・救護班）は、原子力施設における事故等の場合は、立地府県等の災害対策本部内に設置される原子力災害医療調整官の助言の下、上記(1)(2)の活動を行うこ

ととする。

第1章

第2章

第3章

第4章

第7 飲食物の摂取制限及び出荷制限

項目	実施担当	関係機関
1. 飲料水、飲食物の摂取制限等	本部班	

1 飲料水、飲食物の摂取制限等

〔実施機関：市（本部班）〕

市（本部班）は、緊急時モニタリングの結果、飲料水、飲食物及び農林水産物の汚染度が、原子力安全委員会が定める指標を越え、又はそのおそれがあると認められるときは、国の指導・助言・指示に基づき、直ちに次の措置を行う。

(1) 飲料水の摂取制限

汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用を禁止する。

(2) 飲食物の摂取制限

汚染飲食物の摂取を制限し、又は禁止する。

(3) 農林水産物の採取及び出荷制限

農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を講じる。

(4) 飲料水等の供給

飲料水等の摂取制限を実施したときに、市民の備蓄飲料水等では不足するときは、「食料の供給」及び「応急給水の実施」に基づき、関係住民への応急措置を講じる。

第8 県外からの避難者の受入れ

項目	実施担当	関係機関
1. 広域避難に係る情報伝達と受入準備	本部班	
2. 避難所の開設・運営	総務班	
3. 避難者の相談及び情報提供	本部班	

1 広域避難に係る情報伝達と受入準備

〔実施機関：市（本部班）〕

(1) P A Z 住民の受入れを行う場合

① 警戒事態発生時

市（本部班）は、県から警戒事態発生連絡を受けた場合、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者等に広域避難の受入可能性があることを連絡する。

② 施設敷地緊急事態発生時

市（本部班）は、県から施設緊急事態発生連絡を受けた場合、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者もしくは運営責任者等にその旨を連絡し、避難者の受入れに係る支援体制を整える。

市（本部班）は、避難元府県（京都府）から県及び避難元市町（舞鶴市）を通じて避難所等の開設準備の要請を受けた場合、避難所等の開設準備を開始する。

③ 全面緊急事態発生時

市（本部班）は、避難受入れの要請を受けた場合、速やかに市の関係部局、避難所等の施設管理者もしくは運営管理者等にその旨を連絡する。

(2) U P Z 住民の受入れを行う場合

① 警戒事態及び施設敷地緊急事態発生時

市（本部班）は、県から警戒事態発生又は施設敷地緊急事態発生連絡を受けた場合、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者等にその旨を連絡する。

② 全面緊急事態発生時

市（本部班）は、全面緊急事態発生連絡を受けた場合、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者もしくは運営責任者等にその旨を連絡し、避難者の受入れに係る支援体制を整える。

市（本部班）は、避難所等の開設準備の要請を受けた場合、避難所等の開設準備を開始する。

③ O I L に基づく避難等が指示された後

避難等が指示され広域避難の受入要請を受けた場合、市（本部班）は、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者もしくは運営管理者等にその旨を連絡する。

2 避難所の開設・運営

[実施機関：市（総務班）]

(1) 避難所等の開設

① 開設準備

市（総務班）は、県から避難所の開設準備を要請された場合、速やかに避難所となる施設の管理者に対し、避難所の開設準備を行うよう指示する。

また、あらかじめ指定した運営責任者を避難所に派遣し、避難者の受入準備を行う。

② 開設

市（総務班）は、県から避難所の開設を要請された場合、速やかに避難所の運営責任者に対し、避難所の開設を指示する。

③ 開設期間

避難所の開設期間は、概ね2ヶ月程度を目安とする。ただし、小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、教育への影響に配慮し、避難所の早期解消を図る。

(2) 避難所における受入れ

市（総務班）は、避難所における受入れに当たって、避難者の確認を行い、避難者名簿を作成する。

【避難受入れ時の確認内容】

住所（地区名）、氏名、避難所名、要配慮者かどうかの確認、家族の避難状況、避難退域時検査の有無（UPZ圏住民のみ）※等

※UPZ圏からの避難者の受入れを行う場合、避難所等において、国（避難元府県）が発行する通過証等で、避難退域時検査を受けているかどうかの確認を行う。

PAZ圏住民は通過証等を携行していないため、避難予定者名簿に基づき、当該避難者がPAZ圏内住民かどうかを確認する。

(3) 避難所の運営

① 運営主体

市（総務班）は、避難所の開設当初、避難所の運営を主導して行う。

市（総務班）は、避難者の受入れがおおむね完了し、避難元市町（舞鶴市）による避難所での運営体制が整った段階で、避難元市町（舞鶴市）と協議し、避難者の受入れ及び避難所の運営に関する業務を引き継ぐ。

ただし、避難元市町（舞鶴市）と協力して、直接避難者の自主運営に引き継ぐことがある。

② 運営体制

市（総務班）は、避難所の開設時には、他の自然災害と同様に職員派遣計画に基づき、避難所ごとに担当職員を配置し、人員が不足する場合は、県に応援職員を派遣するよう要請する。

③ 避難所運営に必要な物資の確保

市（総務班）は、避難元市町（舞鶴市）に避難所の運営を引き継ぐまでの間、県と連携して避難所運営に必要な物資を確保するほか、運営主体を引き継いだ後においては、避難元市町（舞鶴市）の求めに応じて、必要な物資の確保に協力する。

(4) 避難生活に支障をきたす可能性のある避難者への対応

市（総務班）は、病気・けが等により、避難所での生活に支障をきたすおそれのある避難者が発生した場合、医療機関等において応急的な診察・看護を受けられるよう調整を図る。

市（総務班）は、社会福祉施設への入所が必要な避難者が発生した場合には、その受入先の確保について県を通じて避難元府県（京都府）に調整を依頼する。

3 避難者の相談及び情報提供

〔実施機関：市（本部班）〕

(1) 相談窓口の設置

市（本部班）は、避難者の様々な意見・相談等に適切に対応できるよう避難元市町（舞鶴市）が必要に応じて設ける相談窓口の設置に協力する。

(2) 避難者への情報提供

市（本部班）は、避難元府県（京都府）・市町（舞鶴市）と連携し、避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの避難生活に必要な情報や、帰還支援に関する情報の提供に努める。

第9 消火・救急救助活動の実施

項目	実施担当	関係機関
1. 消火・救急救助活動の実施	本部班、消防団班	淡路広域消防事務組合、第五管区海上保安本部、原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者

1 消火・救急救助活動の実施

〔実施機関：市（本部班、消防団班）、淡路広域消防事務組合、第五管区海上保安本部、原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者〕

(1) 通報受信時の措置

市（消防団班）及び淡路広域消防事務組合は、事業者等から火災や事故発生の通報があったときは、放射性物質の漏えい、放射線の放出並びにそのおそれの有無を確認する。状況が不明な場合は、消防隊、救助隊の出動に際し、放射線防護装備を携帯させるなど、放射性物質及び放射線の放出があるものとして対処する。

(2) 現場での対応

① 市（消防団班）及び淡路広域消防事務組合の措置

ア 現場活動前の状況確認

現場の事業者から放射性物質や放射線の状況、部隊到着までに事業者がとった措置の内容等の情報を入手するとともに、輸送中の事故については輸送車両（L型輸送物を除く。）に義務づけられている携行書類（緊急時の連絡先や輸送している物質などについて記載）を確認したうえ、作戦を決定する。

イ 進入統制ラインの設定

放射線危険区域及び準危険区域（後述）が設定されるまでの間、隊員の出入りを統制する区域を示す進入統制ラインを設定する。

ウ 放射線量の確認

事業者に対し、放射線の測定状況、放射線危険区域の設定状況を確認し、必要に応じて淡路広域消防事務組合でも放射線測定を実施する。

その際、放射線管理要員、測定員等の協力や測定器の借用など、事業者と積極的に連携することとする。輸送中の事故については、B型輸送物や一部のA型輸送物には放射線測定器の携行が義務づけられているため、これの活用も考慮する。

エ 被ばく管理の実施

放射線危険区域及び準危険区域で活動する隊員に個人線量計を携帯させ、放射線管理を実施する。

オ 放射線危険区域等の設定

消防活動を行うため、対策を行う区域を設定する。

区 域	目 的
消防警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防活動エリアの確保 ・ 住民等の立入制限 ・ 前進指揮所、現場指揮本部の設置 ・ 救護所、2次トリアージ場所の設置
準危険区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染検査所、除染所、1次トリアージ場所の確保
放射線危険区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要な被ばくと汚染拡大の防止

カ 消火・救助活動の実施

被ばく管理など安全管理を図りつつ消火・救助活動を実施する。

消火に当たっては、放射性物質の飛散防止、汚染水による拡大防止に留意する。

キ 汚染検査・除染措置の実施

準危険区域内に除染区域（汚染検査所・除染所）を設置する。

事業者が汚染検査、除染を実施できない場合は、消防隊員が汚染検査及び除染を実施する。

消防活動に従事した隊員については、被ばく状況の記録を行い、必要に応じて健康診断を実施する。

傷病者については、汚染検査の前に医学的トリアージを実施する。

ク 救急活動

重傷者については、除染よりも救命処置を優先させ、必要最低限の汚染拡大防止措置を行って直ちに医療機関へ搬送する（汚染を伴う傷病者の搬送については、搬送先の医療機関の受入体制が整っていることが必要となることから、搬送前に患者の被ばく状況を伝達して確認する必要がある。）。

必要に応じ、県に対してヘリコプターによる搬送を要請する（県内に被ばく治療可能な医療機関がないことに留意）。

② 第五管区海上保安本部の措置

第五管区海上保安本部は、輸送船舶について、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて海上保安職員等の安全確保を図りつつ、事業者、消防機関及び関係機関と協力して、必要な措置を実施する。

(3) 応援の要請

淡路広域消防事務組合は、放射性物質や放射線による事故であることが判明した場合には、遅滞なく県内応援、緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(4) 住民の避難

市（本部班）は、状況に応じて住民避難の呼びかけ、避難所の開設等の措置を実施する。

(5) その他

消火活動の詳細については、消防庁が定める「原子力施設等における消防活動対策マニュアル（平成26年3月）」、「スタート！R I 1 1 9 消防職員のための放射性物質事故対応の基礎知識」に基づき、淡路広域消防事務組合において定める。

第10 放射性物質の不法廃棄等への対応

項目	実施担当	関係機関
1. 管理下でない放射性物質の発見	本部班	

1 管理下でない放射性物質の発見

〔実施機関：市（本部班）〕

市（本部班）は、放射性物質を発見した旨の通報を受けたときは、県、原子力規制委員会に連絡するとともに、必要に応じて放射線量の測定、周囲の立入禁止等の措置をとる。

原子力規制委員会 原子力規制庁 総務課事故対処室

TEL：03-5114-2112

FAX：03-5114-2183

確認・連絡すべき事項

- ① 発見場所
- ② 連絡担当者の氏名／連絡先
- ③ 発見した物質の詳細（名称、状態、表示、形状、重量、寸法等）
- ④ 放射性物質の保管状況（住宅の有無など周囲の状況等）
- ⑤ 放射線量の値（測定器までの距離など測定条件、測定器等）
- ⑥ 放射性物質の所有経緯
- ⑦ 放射性同位元素等規制法や原子炉等規制法の許可等の有無
- ⑧ 他機関への連絡の有無

第 4 章 災害復旧計画

第 1 放射性物質による環境汚染への対処

実施担当	関係機関
本部班	事業者等、淡路警察署、第五管区海上保安本部

(1) 事業所外運搬災害等の場合

① 除去及び除染

ア 事業者の措置

災害等の原因者である事業者は、放射性物質により汚染された物質の除去及び除染作業を実施する。

※事故等による放射性物質による汚染の除去は、原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者及びこれらの者から運搬を委託された者の義務である。(原子炉等規制法第 59 条、放射線障害防止法第 33 条)

イ 市、その他関係機関の措置

市、その他関係機関は、事業者による速やかな汚染物質の除去及び除染が行われるよう、汚染物質の一時保管場所の提供等の必要な協力を努める。

② 除去及び除染の確認

市は、国の専門家等の助言を踏まえ、事業者による除去及び除染作業の確認を行う。

(2) 不法廃棄等事案の場合

① 必要な措置の実施

放射性物質が発見された場所の管理者（以下、この節においては「管理者」という。）は、国、県、市その他関係機関と緊密に連携し、縄張り、立入禁止措置等危険防止のために必要な措置を講じる。

② 除去及び除染

管理者は、当該放射性物質の除去等を行う。この際、市その他関係機関は、必要な協力を行う。

ただし、当該不法廃棄等を行った者が直ちに判明したときは、不法廃棄等を行った者に除去及び除染を実施させる。

③ 不法廃棄者等の捜査

淡路警察署、第五管区海上保安本部等関係機関は、当該不法廃棄等を行った者の捜査を行う。

第2 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

実施担当	関係機関
本部班	

県は、事故収束後も環境放射線のモニタリングにより放射線量及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握する。

また、県は、放射線量が規制基準を下回り、上昇するおそれがないと認められるときは、国の指示等により平時における環境放射線のモニタリングに移行する。

市その他関係機関は、県の環境放射線のモニタリングの結果を速やかに公表する。

第3 各種制限措置の解除

実施担当	関係機関
本部班	

(1) 核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害に関する各種制限措置の解除

市（本部班）は、県から各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由がない限り、応急対策として実施された、立入制限、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置を解除する。

(2) その他の対象原子力災害等に係る各種制限措置の解除

市（本部班）は、県から各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由のない限り、応急対策として実施された、立入制限、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置を解除する。

(3) 安全宣言

市その他関係機関は、対象原子力災害等によってなされた各種制限措置が全て解除されたときは、当該地域における安全が回復した旨を発表する。

第4 風評被害等の影響の軽減

実施担当	関係機関
本部班	報道機関

市は、国、県はもとより、各報道機関の協力を得ながら、的確な情報提供により、対象原子力災害等による風評被害等の未然防止を図る。

風評被害等が発生した場合は、農林水産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光振興のために、広報活動の強化等により影響の軽減を図るとともに、農林水産業対策、観光対策等の施策に十分な配慮を行う。

- (1) 放射能等の身体等への影響
- (2) 道路等の使用又は供用の状況
- (3) 被災した構造物等の復旧状況
- (4) 危険物等の流出等の場合の緊急時モニタリングの結果
- (5) その他風評被害の未然防止又は軽減のために必要な情報

第5 心身の健康相談体制の整備

実施担当	関係機関
福祉・救護班	

(1) 健康調査の実施

市は、国や専門家の意見を聴いて、必要に応じて、応急対策に当たった職員、防護対策を講じた地域の住民等を対象とする健康調査を実施する。

その際、放射線との関連が明らかな疾患だけでなく、こころのケア等も含めた健康状態を把握するための長期的な健康評価の必要性を考慮する。

(2) 健康相談の実施

市は、国及び県とともに、対象原子力災害等の発生場所付近の住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるため、通常健康相談窓口において相談に応じるほか、必要に応じ、応急対策として設置した専門相談窓口を継続する等必要な健康相談体制を維持する。

(参考) 原子力防災用語解説

行	用語	説明
あ	安定ヨウ素剤	<p>原子力施設などの事故に備えて、服用のために調合した、放射線を出さないヨウ素のこと。</p> <p>事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が、呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に蓄積され、放射線障害が生じる可能性がある。</p> <p>安定ヨウ素剤をあらかじめ服用し、甲状腺を安定ヨウ素で満たすことで、事故時に体内に吸収された放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、大部分が体外に排出されることになる。</p>
	屋内退避	<p>窓・扉などの開口部を閉め、換気は止めて屋内に留まること。原子力災害対策特別措置法に基づく周辺住民の屋内退避・避難は、原子力災害の状況、緊急時環境放射線モニタリングの結果など、専門家の助言に基づいて、原則として原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が指示する。</p> <p>緊急時には、災害対策基本法に基づき都道府県の判断で指示が出されることもある。</p>
	オフサイトセンター	<p>緊急事態応急対策拠点施設の通称。</p> <p>原子力災害が発生した時に、国、都道府県、市町村などの関係者が一堂に会し、原子力防災対策活動を調整し円滑に推進するための拠点となる施設。</p>
か	外部被ばく	<p>放射線（アルファ線、ベータ線、ガンマ線、中性子線）により人体の外部から被ばくすること。</p> <p>被ばくは放射線に当たっているときにだけに限られ、放射線源から当たらない範囲に離ればそれ以上の被ばくはなくなる。</p>
	緊急事態応急対策	<p>原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策。具体的には、原子力緊急事態宣言の発出、災害に関する情報収集・伝達、避難指示、放射線量の測定、被災者の救助・保護、緊急輸送の確保等のこと。</p>
	緊急事態区分	<p>緊急時に、原子力施設の状況に応じて定める区分。警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態に分けられる。</p>
	空間放射線量率	<p>ある時間内に空気中を通過する放射線の量を言う。</p> <p>平時や緊急時の環境モニタリングにおける重要な測定項目のひとつである。</p> <p>ガンマ線による空気吸収線量率又は照射線量率はサーベイメータ、連続モニタ、可搬式モニタリングポスト等により測定される。</p>
	警戒事象	<p>その時点では、公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事象。</p> <p>この事象が発生すると、警戒事態となる。</p> <p>警戒事態を判断するEAL（緊急時活動レベル）として、具体的な事象が定められている。</p>
	原子力緊急事態	<p>原子力施設において施設内の異常な事態により、放射性物質又は放射線が原子力災害対策特別措置法第15条に定められた異常な水準で施設外へ放出される状態、又はそのおそれのある事態。緊急事態区分の「全面緊急事態」に相当。</p> <p>内閣総理大臣は、原子力緊急事態の報告があったときは、同法第15条第2項に基づき、直ちに「原子力緊急事態宣言」を行う。</p>

第1章

第2章

第3章

第4章

行	用語	説明
	原子力災害医療	原子力災害による被ばく傷病者等に対する医療活動。 具体的には、トリアージ、救急措置、避難退域時検査・指導、簡易除染、防護指導、健康相談、救護所・避難所等における医療活動等を行う。
	原子力災害合同対策協議会	内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言があったとき、国と地方公共団体の連携強化のためオフサイトセンターに設けられる協議会。情報の共有化を図り、応急対策などを協議する組織。原子力災害現地対策本部、都道府県災害対策本部、市町村災害対策本部並びに指定公共機関及び事業者等で構成される。
	現地事故対策連絡会議	原子力施設で原災法第10条に規定された通報事象が発生した場合に、現地で情報共有や応急対策準備の検討を行って警戒体制を整えるための連絡会議。原子力防災専門官などの国の職員、地元自治体の職員、警備当局、原子力事業者などで構成される。 原子力緊急事態宣言の発出後は、原子力災害現地対策本部に移行する。
	個人線量計	個人の外部被ばく線量を測定する計器。
さ	サーベイメータ	放射性物質又は放射線に関する情報を簡便に得ることを目的とした、携帯用の放射線測定器の総称で、放射線量率測定用と放射性汚染測定用がある。
	除染	身体や物体が放射性物質によって汚染した場合に、必要に応じこれを除去すること。身体の除染の方法としては、衣服の洗濯、全身シャワーによる除染などがある。 避難退域時検査場所等において簡単に実施できる脱衣や拭き取りなどの簡易な除染を「簡易除染」という。
	シーベルト(Sv)	人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。放射線の種類やそのエネルギーによる影響の違いを放射線荷重係数として勘案した、臓器や組織についての「等価線量」、人体の臓器や組織による放射線感受性の違いを組織荷重係数として勘案した、全身についての「実効線量」を示す単位となる。
	スクリーニング	放射性物質に汚染している者としていない者を区分すること。
た	中性子線	原子核を構成する素粒子の一つで、電荷を持たず、質量が水素の原子核(陽子)の質量とほぼ等しい。水や厚いコンクリートで止めることができる。ガンマ線のように透過力が強いので、人体の外部から中性子線を受けるとガンマ線の場合と同様に組織や臓器に影響を与える。
	特定事象	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象。原子力災害対策指針においては、「施設敷地緊急事態」となる事象。この事象が発生すると、「施設敷地緊急事態」となる。施設敷地緊急事態を判断するEAL(緊急時活動レベル)として、具体的な事象が定められている。
な	内部被ばく	経口摂取、吸入摂取、経皮摂取などにより、体内に入った放射性物質から放射線を受けること。被ばくは、放射性物質が体内に存在する限り続くが、放射線の強さは原子核が壊れることによる物理的な衰退と、身体の代謝による生物学的な減衰によって減少していく。
は	避難退域時検査	原子力災害時において、放射性物質放出後の避難等の際に、避難等をされる方の汚染状況を確認することを目的として実施される検査。
	ベクレル(Bq)	放射性物質が放射線を出す能力を表す単位。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射線の強さ、又は量を表す。

行	用語	説明
	放射性物質	放射線を出す能力を放射能といい、放射能をもっている原子を含む物質を一般的に放射性物質という。 放射性物質、放射線及び放射能の関係は、「電灯」が放射性物質に、電灯から出る「光線」が放射線に、そして電灯の「光を出す能力」と「その強さ（ワット数）」が放射能に当たる。
	放射線	ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子（アルファ線、ベータ線など）や高いエネルギーを持った電磁波（ガンマ線）、加速器などで人工的に作り出されたX線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのこと。
ま	モニタリング	原子力施設内や周辺地域における放射線の線量あるいは放射性物質の濃度を測定・監視すること。平時から行う環境モニタリングと、災害時に行う緊急モニタリングがある。
	モニタリングカー	原子炉施設や再処理施設において周辺環境の放射線量や放射性物質濃度を測定するための機材を搭載した車両。
	モニタリングポスト	原子力施設周辺の放射線を監視するため、気象条件、人口密度などを考慮して周辺監視区域境界付近に設置され環境放射線を連続して測定する設備。モニタリングポストは、平時の環境モニタリングを兼ね数が限定されるため、緊急時には移動式のモニタリングカーによる測定も行われる。
英 字	EAL (Emergency Action Level : 緊急時活動レベル)	初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準。深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価するもの。
	OIL (Operation Intervention Level : 運用上の介入レベル)	環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価するもの。
	PAZ (Precautionary Action Zone : 予防的防護措置を準備する区域)	原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力災害対策重点区域」として設定された区域の一つ。急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。原子力施設から概ね半径5kmの区域。
	UPZ (Urgent Protective action Planning Zone : 緊急時防護措置を準備する区域)	原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力災害対策重点区域」として新たに設定された区域の一つ。確率的影響のリスクを低減するため、緊急時防護措置を準備する区域。原子力施設から概ね半径30kmの区域。

